

藤沢市下水道施設官民連携業務委託

要求水準書（業務委託編）

令和 8 年 6 月
令和 8 年 7 月（修正版）

藤沢市 道路下水道部

目 次

第1章 業務内容	1
1 計画的業務	1
（1）業務全般	1
（2）圧送管巡視・点検業務	1
（3）ます・取付け管巡視業務	3
（4）マンホールポンプ点検業務	4
（5）調査業務	7
（6）清掃業務	12
2 修繕等業務	15
（1）業務全般	15
（2）修繕用資料作成業務	15
（3）本管部分入替業務	16
（4）マンホール本体修繕業務	17
（5）ます修繕業務	18
（6）空洞箇所穴埋め修繕業務	19
（7）下水道用地修繕業務	20
（8）下水道用地管理業務	21
3 検査補助・普及業務	23
（1）業務全般	23
（2）水洗便所普及促進業務	23
（3）検査補助業務（排水設備検査補助業務）	24
（4）検査補助業務（自費施工検査補助業務）	25
4 住民対応等業務	26
（1）業務全般	26
（2）新設用資料作成業務	26
5 改築業務（ストマネ）	27
（1）業務全般	27
（2）改築設計業務（管きょ）	27
（3）改築設計業務（マンホール）	31
（4）改築設計業務（取付け管）	35
（5）機能耐久調査業務	38
6 改築業務（耐震化）	39
（1）業務全般	39
（2）耐震診断業務	39
（3）耐震改築設計業務（管きょ）	42
（4）耐震改築設計業務（マンホール管口）	46
（5）耐震改築設計業務（マンホール浮上防止対策）	49

7 計画策定業務	52
(1) 業務全般	52
(2) スtockマネジメント実施方針（管路施設）改訂業務	52
(3) スtockマネジメント（第三・四・五期）計画（管路施設）策定業務	58
(4) スtockマネジメント計画（マンホールポンプ）策定業務	59
(5) 修繕・改築選定業務	62
第2章 業務概要	66
1 想定数量	66
別表1 計画的業務の対象	76
別表2 改築設計業務の対象	77
別表3 計画策定業務の対象	78
別表4 マンホールポンプ所一覧	84
別表5 マンホールポンプ所点検周期基準表	86

第1章 業務内容

1 計画的業務

(1) 業務全般

ア 想定数量

計画的業務の想定数量は、第2章 業務概要による。なお、想定数量は、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

イ 一時中止

委託者が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

ウ 使用機材

業務に使用する機材は、常に点検及び整備をしておくこと。業務終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、業務箇所の清掃に努めること。

なお、下水道施設内から搬出された土砂等を運搬する場合は、土砂等の積込み・運搬に使用する運搬車両の届出を、あらかじめ委託者に提出すること。

エ 異常時の措置

業務の続行が困難になった場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。この場合においても、作業方法等を検討し、業務の完遂に努め、その原因を把握すること。

オ 処理場・ポンプ場等施設の運転に係る業務

業務箇所が、圧送管、伏越し室のゲート、調整池及び貯留管内のポンプ等の運転調整が必要な場合は、あらかじめポンプ場管理者（担当は、下水道施設課、辻堂浄化センター又は大清水浄化センター）と協議を行うこと。なお、ポンプ場管理者により指示がある場合は、その指示に従うこと。

カ 対象施設が下水道台帳との相違している場合は、対象施設の場所、相違内容を取りまとめ、委託者に報告すること。

キ 各業務でとりまとめる報告書は、原則として電子化（オリジナルデータ及びPDF）し、委託者が指示する場合等必要に応じて紙による報告書を作成すること。

ク 特に定めのない次項については疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めること。

(2) 圧送管巡視・点検業務

ア 業務内容

圧送管巡視・点検業務は、対象施設について、過去に実施した巡視・点検等の記録を把握したうえで、目視による巡視・点検を実施し、対象施設等の劣化・損傷等の状態を把握すること。巡視・点検結果に基づき、

応急対応等の必要性の有無を確認し、また「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」に資する基礎資料としてまとめること。

イ 対象施設

- (ア) 圧送管（埋設部）
- (イ) 圧送管（橋梁添架部）
- (ウ) 圧送管（弁筐等）

ウ 対象箇所

（別図２）巡視・点検業務対象施設案内図（圧送管）のとおり

エ 年間実施数量

第２章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定すること。

オ 圧送管巡視・点検

- (ア) 圧送管巡視・点検に係る詳細については、「下水道維持管理指針（実務編）-2014年版-」（公益社団法人日本下水道協会）等に準拠すること。
- (イ) 圧送管の埋設管は、委託者により提示される平面図、縦断面図及び過年度に実施した委託成果品（机上スクリーニングによる圧送管の腐食危険推定箇所の算出）等に基づき、圧送管が埋設されている地表や点検孔周辺の異常の有無を確認すること。また、マンホールの鉄蓋を開けて空気弁や仕切弁等の外観を目視で確認すること。
- (ウ) 圧送管の添架管は、添架管や支保材等の外観を目視で確認し、亀裂破損、腐食、漏水、継手のズレ及び補修痕の有無を確認し、目視の結果から想定される原因を整理すること。
- (エ) 添架管について、橋梁上から目視できない場合は、足場の設置や橋梁点検車を使用し目視すること。
- (オ) 鉄蓋（弁筐等）が開閉できない場合は、委託者と協議したうえで、改築工事業務（ストマネ）に点検結果を引き継ぐこと。

カ 圧送管巡視・点検記録写真

受託者は、次の各項に従って、巡視及び点検記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、「巡視・点検記録写真帳」として整理し、報告書に添付して委託者に提出すること。

- (ア) 作業状況の撮影は、巡視・点検１日当たり１箇所の頻度で撮影し、保安施設の状況、使用機械による作業状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況等、委託者が指示する内容について撮影をすること。
- (イ) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (ウ) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。
- (エ) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。
- (オ) 異常箇所はすべて撮影すること。また、異常が確認できない場合は、

異常がないことが確認できるように撮影すること。

キ 圧送管巡視・点検業務報告書

(ア) 圧送管巡視・点検結果については、(別紙10) 圧送管 巡視・点検業務報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。

(イ) 提出する成果品は、次のとおりとする。

- a 圧送管 巡視・点検業務報告書
- b 圧送管 巡視・点検記録写真帳
- c その他、委託者の指示するもの

(ウ) 資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(エ) 報告書において引用した文献及び資料等は、その出典を明記しなければならない。

(3) ます・取付け管巡視業務

ア 業務内容

ます・取付け管巡視業務は、計画的業務で実施する取付け管（ますを含む）調査が困難となった箇所について、対象施設が埋設されている地表やその周辺、目視できるますを巡視し、対象施設等の劣化・損傷等の状態を把握すること。また、巡視結果に基づき、応急対応等の必要性の有無を確認し、結果をとりまとめること。

イ 対象施設

ます・取付け管

ウ 対象箇所

計画的業務で調査ができなかった取付け管の箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定すること。

オ ます・取付け管巡視

次の項目について巡視すること。

(ア) 取付け管直上及びその周辺の地表面等

(イ) ます蓋（確認できる箇所のみ）の表面

カ ます・取付け管巡視記録写真

受託者は、次の各項に従って、巡視記録写真を撮影し、作業完了時には「巡視記録写真帳」として整理し、報告書に添付して委託者に提出すること。

(ア) 作業状況の撮影は、巡視・点検1日当たり1箇所の頻度で撮影し、保安施設の状況、委託者が指示する内容について撮影をすること。

(イ) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

(ウ) 1箇所当たりの写真撮影頻度は、三枚（全景一枚、近景二枚）以上とする。

(エ) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

(オ) 異常箇所はすべて撮影すること。ただし、土地所有者等の同意が得られない敷地内等、撮影が困難な箇所についてはこのかぎりではない。

キ ます・取付け管巡視業務報告書

(ア) 巡視結果については、(別紙11) **ます・取付け管 巡視業務報告書 記載要領**により、報告書を作成し、提出すること。

(イ) 提出する成果品は、次のとおりとする。

a ます・取付け管 巡視業務報告書

b ます・取付け管 巡視記録写真帳

c その他、委託者の指示するもの

(ウ) 資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(エ) 報告書において引用した文献及び資料等は、その出典を明記しなければならない。

(4) マンホールポンプ点検業務

ア 業務内容

マンホールポンプ点検業務は、マンホールポンプ所において定期点検、清掃、修繕、故障・異常時の緊急対応等を行うこと。

また、その結果について報告書を作成し委託者へ提出すること。

イ 対象施設

マンホールポンプ

ウ 対象箇所

(別表4) マンホールポンプ所一覧のとおり

エ 年間実施数量

(別表5) マンホールポンプ所点検周期基準表に記載している数量に基づき協議により決定すること。

また、稲荷一丁目ポンプ所及び長後橋ポンプ所については、対象施設(ポンプ台数)とは別に予備ポンプ各1台を大清水浄化センターに保管しているため、点検結果に応じたローテーションを行うこと

オ 有資格者

マンホールポンプ点検業務の履行上で、労働安全衛生法に該当し、最低限必要とされる資格は、次のとおりとする。

(ア) 安全衛生推進者

(イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ウ) 小型移動式クレーン運転技能講習修了者

(エ) 玉掛技能講習修了者

(オ) 低圧電気取扱業務特別教育修了者

カ マンホールポンプ点検業務

(ア) 定期点検業務

保守定期点検業務の作業内容は、下記のとおりとする。点検項目及び点検頻度は（別表５）マンホールポンプ所点検周期基準表を参照のこと。

- a 着脱水中ポンプ（汚水）
 - （a） 異音、振動、圧力、電流値の確認
 - （b） 着脱装置の機能確認
 - （c） 腐食の確認
 - （d） 軸封部の確認
 - （e） カッターの確認（有る場合）
 - （f） 全体点検・清掃
 - b 着脱水中ポンプ（雨水）
 - （a） 異音、振動、圧力、電流値の確認
 - （b） 着脱装置の機能確認
 - （c） ポンプの確認
 - （d） 全体点検・清掃
 - （e） ポンプメーカーによる点検
（南部処理区：４年周期、東部処理区：４年周期）
 - c 配管類他
 - （a） 漏水・継手部の確認
 - （b） バルブ類の作動確認
 - （c） 支持金物の確認
 - （d） マンホール内の蓄積物、異物除去
 - d 引込計器盤・現場操作盤
 - （a） 外観（汚損、損傷、落書き）、過熱の確認
 - （b） 引込柱、配管配線等の確認
 - （c） 計器指示値、表示灯の確認
 - （d） 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ等の確認
 - （e） 自動警報装置、漏電遮断器等の作業確認
 - （f） 絶縁及び接地抵抗測定
 - e 自動通報装置等
 - （a） 異音、振動、過熱の確認
 - （b） 機器取り付け状況の確認
 - f 水位計
 - （a） 指示値の確認
 - （b） 感知部の外観確認、清掃
 - （c） レベルスイッチによるポンプの作動確認
 - （d） 指示計の調整
- （イ）雨水排水ポンプ所の出水期前点検業務
- 雨水排水ポンプ所については、日常点検とは別に、出水期に備えた点検を実施すること。

また、電源喪失等の非常時に備え、可搬式発電機等を用いた実負荷運転を伴う設備点検を実施すること。

(南部処理区：1施設/年、東部処理区：1施設/年)

キ マンホールポンプ所の清掃業務

マンホールポンプ所の清掃内容は、下記のとおりとする。

(ア) マンホールポンプ内

槽内の清掃を実施

(イ) 操作盤

簡易的な清掃を実施（落書きの除去含む）

(ウ) ポンプ所及び盤周辺

除草を含む簡易的な清掃を実施

ク マンホールポンプ所の巡回業務

マンホールポンプ所については、1回/月の頻度で巡回を行い施設の点検をすること。ただし、弁天橋マンホールポンプ所については、1回/週（繁忙期は2回/週）とする。

ケ 修繕業務

定期点検時及び故障・異常時の緊急対応にて確認された不具合に対して、機能復旧を目的とした修繕を行う。内容については委託者と協議を行い、方針を定めた上で実施すること。なお、マンホールポンプ所の修繕に必要な費用は当該業務に含まれる。

(ア) 定期点検に伴う簡易な修繕業務

a 業務内容

簡易修繕、消耗部品の交換

b 業務範囲

電流計・レベルスイッチ・ヒューズ・バルブ・スイッチ等部品の交換等

(イ) 施設に対する修繕業務

a 業務内容

定期点検時及び故障・異常時の緊急対応にて確認された不具合に対して、機能復旧を目的とした修繕

b 業務範囲

マンホールポンプ所施設全体

コ 故障・異常時の緊急対応業務

故障警報対応業務の作業内容は、下記のとおりとする。

(ア) マンホールポンプ施設の異常警報により緊急的に点検が必要となったポンプ設備について、マンホールポンプ点検業務に準じて点検する。

(イ) 本市に市民等の外部から通報があった際には、本市から連絡を受け点検を実施する。

(ウ) 上記に伴う点検の結果、ポンプ設備等に重大な故障が発生した場合や揚水及び排水機能が停止している場合は、直ちに本市へ報告し、揚水及び排水機能を継続させる措置を講ずること。

(エ) 異常警報等で「停電」が確認された場合は、電力会社からの情報を収集すると共に、揚水及び排水機能を確保できるように必要な対策を講じること。また、可搬式発電機を使用する際は、藤沢市下水道浄化センター等維持管理業務委託により選任された電気主任技術者の指示のもとケーブルを接続し電源供給を可搬式発電機に切替えて必要な作業を行うこと。なお、可搬式発電機については大清水浄化センターに保管されている物を使用することもできる。

サ その他

(ア) マンホールポンプの稼働にかかる電気・水道・通信料を見込むこと。

(イ) マンホールポンプの引き上げ点検や可搬式発電機の運搬を行うための車両を準備すること。また、作業の際は小型移動クレーン運転技能講習修了者、玉掛技能講習修了者等の有資格者が行うこと。

(ウ) 初年度については通報装置の通報先を受託者指定の番号へ変更すること。

(エ) 別途委託者が発注している他業務と連携をとること。

(オ) 保守点検の内容は、下水道施設維持管理積算要領-処理場・ポンプ場施設(日本下水道協会)第4編の下水道施設機械・電気設備保守点検基準を参考とすること。

(カ) 電気事業法等各種法令、経済産業省通知「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を遵守すること。また、自家用電気工作物に該当する事業場※は、上記法令等と合わせて保安規程についても遵守すること。

※長後橋ポンプ所、辻堂南部ポンプ所、石川ポンプ所、稲荷一丁目ポンプ所、矢尻ポンプ所、石上ポンプ所、鵜沼東部ポンプ所、片瀬ポンプ所、高倉ポンプ所、遠藤北原ポンプ所

(キ) 経済産業省で定める技術基準に適さない事項又は適合しない恐れがある場合は、執るべき処置について委託者と協議を行い、是正すること。

(5) 調査業務

ア 業務内容

調査業務は、藤沢市下水道ストックマネジメント計画に基づき、また維持管理上必要な箇所について下水道管路施設の調査を実施し、劣化・損傷状態等を把握すること。調査結果に基づき、清掃や応急対応等の必要性の有無を確認し、修繕・改築計画の策定に必要な基礎資料を作成すること。

イ 対象施設

- (ア) 管きょ
- (イ) マンホール
- (ウ) マンホール蓋
- (エ) ます・取付け管
- (オ) 伏越し
- (カ) 貯留管
- (キ) 調整池

ウ 対象箇所

- (ア) 市内全域におけるストックマネジメントに伴う調査計画の対象施設
(原則として、調査の優先順位の高い方)
- (イ) 路面下空洞調査委託（別途発注する委託）で確認された、空洞箇所
付近の下水道管路施設（管きょ、マンホール、ます・取付け管）で委
託者が指示する箇所
- (ウ) 圧送管吐出し下流側の管きょ（1 スパン）及びマンホール（別図 3）
調査業務対象施設案内図（圧送管吐き出し先）のとおり
- (エ) 幹線管きょのマンホール（別図 4）**調査業務対象施設案内図（幹線
管きょ）のとお**り
- (オ) 伏越し上下流側マンホール（別図 5）**調査業務対象施設案内図（伏
越し）のとお**り
- (カ) 貯留管（別図 6）**調査業務対象施設案内図（貯留管）のとお**り
- (キ) 調整池（別図 7）**調査業務対象施設案内図（調整池）のとお**り
- (ク) 委託者と受託者が協議により決定した箇所

エ 年間実施数量

第 2 章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する
こと。ただし、次のいずれかに該当する場合はこれを優先する。

- (ア) ふじさわ下水道中期経営計画等で定める年次計画以上の調査数量
- (イ) 路面下空洞調査委託（別途発注する委託）で確認された、空洞箇所
付近の下水道管路施設（管きょ、マンホール、ます・取付け管）に係
る調査は、実施数量に増減が生じる業務であるため、実施した数量で
精算する。なお、実施数量が増となる場合は、業務実施前にあらかじ
め委託者と協議を行うこと。

オ 調査業務全般

- (ア) 調査に係る詳細については、「下水道維持管理指針（実務編）2014
年版-」（公益社団法人日本下水道協会）等に準拠すること。
- (イ) 調査により確認できた道路陥没や下水の詰まり等が生じる可能性の
高い異常については、本業務の関係する他業務へ情報共有を速やかに
行い、応急対応等が遅滞なく行えるようにすること。
- (ウ) 調査の結果、追加調査が必要となる箇所がある場合は、委託者に提
案し、協議により追加業務の範囲を決定すること。

(例) 圧送管吐出し下流側 1 スパン調査を行った結果、さらに下流側を調査する必要がある場合等。

(エ) 調査対象箇所について、清掃が必要な場合はあらかじめ清掃を実施すること。

(オ) 調査結果については、データベース作成業務に引き継ぐこと。

カ マンホール目視調査

(ア) マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きよの布設状況（管口から確認できる範囲）、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うこと。

(イ) すべての異常箇所とマンホール蓋の表裏を撮影し、整理して提出すること。主な調査内容は次のとおりとする。

- a 孔蓋（磨耗、裏側の腐食、型式の確認）及び蓋周り（擦り付け、段差、亀裂、他企業工事影響等）
- b 人孔内壁面（調整コンクリート、斜壁、直壁の損傷、劣化等）
- c インバート、管口（損傷、劣化等）
- d 占用位置（車道、歩道、管路用地等）
- e 道路種別（国道、県道、市道、私道等）
- f 下水道台帳図との整合性

(ウ) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、マンホール 1 箇所当たり 3 枚以上を標準とすること。

キ 本管TVカメラ調査

(ア) 小中口径本管TVカメラ調査は、内径800mm未満の管きよについて、管きよ内調査用TVカメラ（自走式、又は牽引式）を使用し、管きよ内の状況を調査すること。

(イ) 大口径本管TVカメラ調査は、内径800mm～内径2,000mm未満の管きよについて、本管用TVカメラ（自走式、又は牽引式）を使用し、管きよ内の状況を調査すること。なお、大口径本管TVカメラは、照度を十分に確保したうえで、管きよ内の異常をミリ単位で測定することが可能なものを使用すること。

(ウ) 本管用TVカメラは、原則として直視側視可能なものとする。

(エ) 調査の際は、必要に応じて止水プラグを用いて適性かつ鮮明な画像を確保するよう努めること。

(オ) 小中口径の調査に当たっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、管きよに損傷を与えないように十分留意すること。

(カ) TVカメラは管中心にセットし、管路内のビデオ撮影を行うこと。

(キ) 本管の調査に当たっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、

クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入及び浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について写真撮影（カラー）並びにＴＶカメラによる動画撮影を行い、DVD-R等に収録すること。

（ク）異常箇所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）したうえで、鮮明な画像をDVD-R等に収録すること。

（ケ）本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

（コ）取付け管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とすること。

（サ）管きょ内に異常が発見された場合は、すべての異常箇所を拡大した画像（カラー）並びにＴＶカメラで撮影した動画を保存すること。

（シ）水没等により調査が不能になる場合は、仮締め切り等を使用し、適性かつ鮮明な画像を確保するよう努めること。

（ス）異物の堆積等（土砂・ラード・モルタル類の堆積、木の根の侵入、取付け管の突き出し等）によって調査不能となった場合は、反対側から調査を実施すること。

（セ）撮影内容及び方法の変更は、事前に委託者と協議し、承諾を得なければならない。

ク 本管潜行目視調査

（ア）本管潜行目視調査は、原則として管内有人作業が可能な内径2,000mm以上の本管内に調査員が入り、十分な照明のもとに目視によりその性状を把握すること。

（イ）本管の調査に当たっては、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）等を行うこと。

（ウ）本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、調査の結果、発見された管きょ内の損傷の状況及び位置等を判定基準に従い、正確に診断評価し記録すること。

（エ）写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影すること。

（オ）調査員が管路内を歩行できない場合や有害ガスの恐れがある場合等、管路内作業の安全が十分確保できない場合は、委託者にその旨の報告を行うこと。

（カ）調査内容は、本管ＴＶカメラ調査に準ずるものとする。

ケ 取付け管ＴＶカメラ調査

（ア）取付け管ＴＶカメラ調査は、取付け管調査用ＴＶカメラを使用し、取付け管内の状況を調査すること。なお、ますについては、目視により調査を行うこと。

(イ) ますが民有地内にある場合、又は宅内ますからますの位置を確認する場合で、民有地立ち入りの際は、身分証明書を携帯するとともに、あらかじめ調査内容を住民等に説明し、了解を得たうえで調査を行うこと。

(ウ) 調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

(エ) 調査に当たっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付け管口等に十分注意しながら、写真撮影（カラー）を行うこと。

(オ) 不良箇所の位置表示は、ます中心からの距離とすること。

コ 貯留管・調整池調査

(ア) 貯留管の調査は、流入及び放流（ポンプ井）マンホールについて、マンホール目視調査に準じて行い、土砂等の堆積の有無を確認すること。

(イ) 調整池の調査は、調整池内及び流入・放流マンホールについて、マンホール目視調査に準じて行い、浮遊物によるスクリーンの目づまり等の状況を確認すること。

サ 調査記録写真

受託者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを整理し、報告書に添付して委託者に提出すること。

(ア) 作業状況の撮影は、調査1日当たり1箇所程度の頻度で撮影し、保安施設の状況、TVカメラ等の使用機械による作業状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、委託者が指示する内容について行うこと。

(イ) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

(ウ) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

(エ) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

(オ) 異常箇所はすべて撮影すること。また、異常が確認できない場合は、異常がないことが確認できるように撮影すること。

シ 調査業務報告書

(ア) 調査結果は、**（別紙12）管路内調査報告書記載要領**により、報告書を作成し、提出すること。

(イ) 調査結果をテレビモニターからDVD-R等に収録する場合は、一般用DVD-R等に収録すること。なお、提出するDVD-R等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を表示すること。

(ウ) 調査結果の判定基準については、**（別紙12）管路内調査報告書記載要領**に基づくこと。

(エ) 「酸素及び硫化水素濃度等測定記録表」については、**（別紙12）管**

路内調査報告書記載要領を参考とすること。

(オ) 提出する成果品は、次のとおりとする。

- a 調査業務報告書
- b 不良箇所写真帳
- c 調査時の映像（TVカメラ調査の場合）
- d その他、委託者が指示するもの

(カ) 資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(キ) 報告書において引用した文献及び資料等については、その出典を明記しなければならない。

(6) 清掃業務

ア 業務内容

清掃業務は、調査業務に必要な箇所、維持管理上必要な箇所及びマンホールポンプ所の異常時について洗浄又は清掃を実施すること。清掃結果に基づき、調査や応急対応等の必要性を確認し、清掃計画（清掃箇所及び頻度）の策定に必要な基礎資料を作成すること。

イ 対象施設

- (ア) 管きょ
- (イ) マンホール
- (ウ) ます・取付け管
- (エ) 伏越し（管きょ及びマンホール）
- (オ) 貯留管
- (カ) 調整池
- (キ) マンホールポンプ所

ウ 対象箇所

- (ア) 調査業務で調査を行うために必要な箇所
- (イ) 調査業務で確認された土砂堆積箇所
- (ウ) 調査業務で確認されたモルタル及び油脂類付着箇所
- (エ) 調査業務で確認された侵入根箇所
- (オ) 緊急対応等で清掃及び水替えが必要となるマンホールポンプ所
- (カ) 委託者と受託者が協議により決定した箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定すること。

オ 清掃業務全般

- (ア) 清掃に係る詳細については、「下水道維持管理指針（実務編）2014年版」（公益社団法人日本下水道協会）等に準拠すること。
- (イ) 調査対象施設が小口径の管きょの場合は、原則として洗浄する。ただし、清掃を行わなければ調査ができない場合は、このかぎりではない。

- (ウ) 調査対象箇所が中大口径の管きよの場合は、原則として清掃は行わない。
- (エ) 調査業務で確認された土砂堆積、モルタル及び油脂類付着箇所及び侵入根箇所については、下水道の機能が損なわれている箇所または損なわれる可能性が高い箇所について、優先順位を付け、委託者と協議のうえ実施すること。
- (オ) 伏越し、貯留管及び調整池の対象施設の一部は、「藤沢市下水道管路施設包括的民間委託」（令和6年2月22日～令和9年3月31日）及び「下水道管路施設浚渫清掃等及び道路緊急対応業務」（毎年度）で清掃を実施しているため、この清掃実績を確認したうえで、当該業務において清掃が必要となる場合は、清掃を実施すること。
- (カ) 清掃業務で発生した産業廃棄物の取扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
- (キ) 調査の結果、追加の清掃が必要となる箇所がある場合は、委託者に提案し、協議により追加業務の範囲を決定すること。
- (ク) 当初予定していた清掃方法で実施し業務が完了しない場合は、完了できる代替え案をもって委託者と協議を行い、対応方針を決定すること。
- (ケ) 清掃結果については、データベース作成業務に引き継ぐこと。

カ 土砂等の流下防止

洗浄を除く清掃作業に当たっては、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受託者の責任で取り除くこと。

キ 土砂等の積込み、運搬

- (ア) 受託者は、作業に当たって、十分な運搬車両を配置すること。
- (イ) 運搬車両は、事前に委託者に届け出を行うこと。
- (ウ) 運搬車両は、その使用に当たって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
- (エ) 積込みに当たっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- (オ) 土砂等の運搬に当たって、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- (カ) 土砂等の運搬に当たっては、積載超過の無いようにすること。

ク 土砂等の処分

土砂等の処分は、委託者との協議で決定した産業廃棄物の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される許可を受けた施設）に運搬し処分すること。なお、積算では藤沢市から約25km圏内の産業廃棄物（汚泥）受入れ地による処分を想定している。

ケ 機械による清掃作業

高压洗浄車及び超高压洗浄車の使用に当たっては、高压により管きよ

を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

コ 障害物除去

調査により確認できた、モルタル・油脂類及び侵入根の除去について、超高圧洗浄車の吐出圧力で特殊ノズル（チェーンノズル、旋回ノズル等）を回転させ、障害物を除去すること。なお、除去を行う際は、本管テレビカメラまたは取付け管テレビカメラを併用し、除去位置を確認したうえで行うこと。

サ マンホールポンプ所の異常に伴う清掃作業

マンホールポンプ所の故障や停電等の異常に伴い、下水が溢水した場合や溢水する可能性がある場合は、水替えや清掃を直ちに行うこと。下水が溢水した場合は、溢水した範囲について消毒を行うこと。

シ 作業記録写真

受託者は、次の各項に従って、清掃作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを「清掃作業記録写真帳」に整理し、委託者へ提出すること。

- (ア) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (イ) 作業前中後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (ウ) 人力又は機械別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。また、一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる等の工夫をすること。
- (エ) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。
- (オ) 撮影は、原則として全箇所について、作業前及び作業後の状況を撮影とすること。また、委託者が指定する内容について撮影を行うこと。なお、保安施設の状況、TVカメラ調査や清掃等の使用機器の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況は、清掃1日当たり1箇所以上の撮影頻度で行うこと。

ス 清掃業務報告書

- (ア) 「清掃業務報告書」は、位置図に清掃方法及び範囲を記入し、作業前及び作業後の写真を添付した報告書を作成し提出すること。
- (イ) 提出する成果品は次のとおりとする。
 - a 清掃業務報告書
 - b 清掃作業記録写真帳
 - c 清掃時の映像（撮影する場合）
 - d 産業廃棄物における土砂等の処理に係るマニフェスト（搬入伝票）の写し
 - e その他、委託者が指示するもの

2 修繕等業務

(1) 業務全般

ア 想定数量

修繕等業務の想定数量は、**第2章 業務概要**による。なお、想定数量は、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

イ 使用機材

修繕等業務に使用する機材は、常に点検して整備しておくこと。

ウ その他

受託者は、現地確認に必要な人員（交通誘導警備員を含む）・機械器具等を配備し、委託者より指示を受け次第直ちに現地調査等の業務を遂行しなければならない。

(2) 修繕用資料作成業務

ア 業務内容

Sランク箇所の修繕、TVカメラ調査に基づく修繕・改築判定により判定された修繕箇所について、現地調査（測量作業は除く）及び図面作成を行うこと。また、図面については道路占用申請等の許可を受ける際の図面として使用するため、記載項目等は委託者と協議をすること。

イ 対象施設

(ア) 管きょ

(イ) マンホール

(ウ) ます・取付け管

ウ 対象箇所

(ア) Sランク箇所で修繕が必要な箇所

(イ) 調査業務に基づいた修繕・改築判定により、修繕が必要と判定された箇所

(ウ) 路面下空洞調査により緊急対応が必要な箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定すること。

オ 現地調査

原則として、**(別紙5) 貸与資料等**に示す参考図の各寸法を計測すること。なお、宅地内のブロック塀及び道路境界プレート等、周辺で修繕実施時に影響を与える恐れがある構造物がある場合、必要に応じて構造物の形状を計測すること。

また、本管の土被りと管径の確認をするものとし、舗装復旧については、「藤沢市復旧範囲の裁定基準」によるものとする。

カ 写真撮影

調査箇所の状況を写真撮影（カラー）すること。なお、撮影方法につ

いては委託者と協議すること。

キ 図面作成

現地調査で計測した内容に基づき、次の図面を作成すること。

- (ア) 管きょ
- (イ) マンホール
- (ウ) ます・取付け管
- (エ) 路面下空洞箇所（要緊急対応箇所）

ク 完了確認

作業の成果品については、毎月末日までに当該月実施分の報告書を作成し、紙媒体及び電子媒体（CD-R等）で提出すること。

ケ その他

- (ア) 現地調査作業箇所については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (イ) 現地調査作業については、作業員の安全を確保しつつ、道路の通行等に支障がないように調査を行うこと。
- (ウ) 成果品の電子媒体は次のとおりとする。
 - a 図面 JWW、DXF、SFC形式のいずれか
 - b 写真 JPG形式

（３）本管部分入替業務

ア 業務内容

Sランク箇所の修繕、TVカメラ調査に基づく修繕・改築判定により判定された修繕箇所について、本管の部分入替を実施すること。

イ 対象施設

管きょ

ウ 対象箇所

- (ア) Sランク箇所の修繕が必要な箇所
- (イ) 調査業務に基づいた修繕・改築判定により、修繕が必要と判定された箇所

エ 年間実施数量

第２章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定すること。

オ 本管部分入替業務

- (ア) 施工によって影響があることが考えられる住民に対しては、事前に案内文及び説明により十分に周知を行うこと。また、修繕を行うに際し、必要な書類（道路使用許可等の必要な書類）を速やかに提出すること。
- (イ) 修繕の影響範囲に係る構造物（水道、ガス、電気、電話、下水道、擁壁等）について確認し、必要に応じて管理者立会を行うこと。
- (ウ) 修繕を実施するに当たり、業務の開始14日前までに施工日、位置、内容等の分かる書類を委託者へ提出すること。ただし、緊急を要する

場合はこの限りではない。

(エ) 修繕作業時は、安全管理に十分配慮し、作業帯及び通路の確保、交通誘導警備員の配置等を適切に行い、法律を遵守すること。

(オ) 不測の事態が発生した場合は、委託者及び関係各所へ迅速に連絡すること。

(カ) 完了時には、毎月末日までに当該月実施分の報告書をそれぞれ作成し、委託者へ報告すること。なお、提出書類については、施工写真を提出するものとし、写真管理については、「下水道土木工事必携（案）-2021年版-」（公益社団法人日本下水道協会）、「神奈川県土木工事写真管理基準」（最新版）及び委託者の指示によるものとする。

(キ) 現地調査で確認した道路境界プレート等が修繕業務により亡失等する場合は、事前に申請手続等を行うため申請資料等を委託者に提出すること。（測量作業が必要）

カ その他

本管部分入替業務については、見積りを委託者に提出し、承諾を受けてから施工を行うこと。

（４）マンホール本体修繕業務

ア 業務内容

Sランク箇所の修繕、TVカメラ調査に基づく修繕・改築判定により判定された修繕箇所について、マンホール本体の修繕を実施すること。

イ 対象施設

マンホール

ウ 対象箇所

（ア）Sランク箇所の修繕が必要な箇所

（イ）調査業務に基づいた修繕・改築判定により、修繕が必要と判定された箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定すること。

オ マンホール本体修繕

（ア）施工によって影響があることが考えられる住民に対しては、事前に案内文及び説明により十分に周知を行うこと。また、修繕を行うに際し、必要な書類（道路使用許可等の必要な書類）を速やかに提出すること。

（イ）修繕の影響範囲に係る構造物（水道、ガス、電気、電話、下水道、擁壁等）について確認し、必要に応じて管理者立会を行うこと。

（ウ）修繕を実施するに当たり、業務の開始14日前までに施工日、位置、内容等の分かる書類を委託者へ提出すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (エ) 修繕作業時は、安全管理に十分配慮し、作業帯及び通路の確保、交通誘導警備員の配置等を適切に行い、法律を遵守すること。
- (オ) 不測の事態が発生した場合は、委託者及び関係各所へ迅速に連絡すること。
- (カ) 完了時には、毎月末日までに当該月実施分の報告書をそれぞれ作成し、委託者へ報告すること。なお、提出書類については、施工写真を提出するものとし、写真管理については、「下水道土木工事必携（案）-2021年版-」（公益社団法人日本下水道協会）、「神奈川県土木工事写真管理基準」（最新版）及び委託者の指示によるものとする。
- (キ) 管口周りのモルタル修繕等
管口周りの破損等をモルタル補修すること。
- (ク) 足掛け金物の取替え
足掛け金物が腐食し、新しいものと取替える必要があるときは、耐食性のものとし、埋込み長さを十分にとって、引き抜けないようにすること。
- (ケ) インバートの補修
インバートの破損又は摩耗は、適切な方法で修繕すること。
- (コ) 蓋の高さ調整
関係企業庁等の依頼で生じた、マンホール蓋の高さ調整が必要な箇所の蓋交換又は高さ調整を行うこと及び委託者が指示する箇所を行うこと。
- (サ) 斜壁入替え
蓋交換を行う箇所において、調整部が30cm以上ある場合、斜壁の入替えを行うことを検討して、委託者の指示により斜壁入替え及び蓋交換を行うこと。
- (シ) 現地調査で確認した道路境界プレート等が修繕業務により亡失等する際は事前に申請手続き等を行うため申請資料等を委託者に提出すること。（測量作業が必要）
- カ その他
マンホール本体修繕業務については、見積りを委託者に提出し、承諾を受けてから施工を行うこと。

（５）まず修繕業務

ア 業務内容

陥没や下水の流下機能の喪失の恐れのある緊急的な修繕、ＴＶカメラ調査に基づく修繕・改築判定により判定された修繕箇所について、まずの修繕を実施すること。

イ 対象施設

まず

ウ 対象箇所

(ア) 緊急的な修繕が必要な箇所

(イ) 調査業務に基づいた修繕・改築判定により、修繕が必要と判定された箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定すること。

オ まず修繕

(ア) 施工によって影響があることが考えられる住民に対しては、事前に案内文及び説明により十分に周知を行うこと。また、修繕を行うに際し、必要な書類（道路使用許可等の必要な書類）を速やかに提出すること。

(イ) 修繕の影響範囲に係る構造物（水道、ガス、電気、電話、下水道、擁壁等）について確認し、必要に応じて管理者立会を行うこと。

(ウ) 修繕を実施するに当たり、業務の開始14日前までに施工日、位置、内容等の分かる書類を委託者へ提出すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(エ) 修繕作業時は、安全管理に十分配慮し、作業帯及び通路の確保、交通誘導警備員の配置等を適切に行い、法律を遵守すること。

(オ) 不測の事態が発生した場合は、委託者及び関係各所へ迅速に連絡すること。

(カ) 完了時には、毎月末日までに当該月実施分の報告書をそれぞれ作成し、委託者へ報告すること。なお、提出書類については、施工写真を提出するものとし、写真管理については、「下水道土木工事必携（案）-2021年版-」（公益社団法人日本下水道協会）、「神奈川県土木工事写真管理基準」（最新版）及び委託者の指示によるものとする。

(キ) 蓋、受枠の入替え

(ク) 木の根侵入に伴う目地補修、管口周りの補修、インバート補修等の柵内のモルタル補修（手の届く範囲）等

(ケ) 現地調査で確認した道路境界プレート等が修繕業務により亡失等する際は事前に申請手続き等を行うため申請資料等を委託者に提出すること。（測量作業が必要）

カ その他

まず修繕業務については、見積りを委託者に提出し、承諾を受けてから施工を行うこと。

(6) 空洞箇所穴埋め修繕業務

ア 業務内容

委託者が別途発注する路面下空洞調査で確認された、要緊急対応箇所の空洞箇所を穴埋めすること。

イ 対象施設

- 管きよ
- ウ 対象箇所
路面下空洞調査により緊急対応が必要な箇所
- エ 年間実施数量
第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定すること。
- オ 空洞箇所穴埋め修繕業務
- (ア) 施工によって影響があることが考えられる住民に対しては、事前に案内文及び説明により十分に周知を行うこと。また、修繕を行うに際し、必要な書類（道路使用許可等の必要な書類）を速やかに提出すること。
- (イ) 修繕の影響範囲に係る構造物（水道、ガス、電気、電話、下水道、擁壁等）について確認し、必要に応じて管理者立会を行うこと。
- (ウ) 修繕を実施するに当たり、業務の開始14日前までに施工日、位置、内容等の分かる書類を委託者へ提出すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (エ) 修繕作業時は、安全管理に十分配慮し、作業帯及び通路の確保、交通誘導警備員の配置等を適切に行い、法律を遵守すること。
- (オ) 不測の事態が発生した場合は、委託者及び関係各所へ迅速に連絡すること。
- (カ) 完了時には、毎月末日までに当該月実施分の報告書をそれぞれ作成し、委託者へ報告すること。なお、提出書類については、施工写真を提出するものとし、写真管理については、「下水道土木工事必携（案）-2021年版-」（公益社団法人日本下水道協会）、「神奈川県土木工事写真管理基準」（最新版）及び委託者の指示によるものとする。
- (キ) 穴埋め等については年度内の早期対応を目途に委託者と協議を行うこと。
- (ク) 現地調査で確認した道路境界プレート等が修繕業務により亡失等する際は事前に申請手続き等を行うため申請資料等を委託者に提出すること。（測量作業が必要）
- カ その他
空洞箇所穴埋め修繕業務については、見積りを委託者に提出し、承諾を受けてから施工を行うこと。

（7）下水道用地修繕業務

- ア 業務内容
下水道用地管理業務で確認した異状箇所（フェンス、防草シートの破損等）について修繕を行うこと。
- イ 対象施設
下水道用地

ウ 対象箇所

下水道用地において修繕対応が必要な箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定すること。

オ 下水道用地修繕業務

(ア) 施工によって影響があることが考えられる住民に対しては、事前に案内文及び説明により十分に周知を行うこと。また、修繕を行うに際し、必要な書類（道路使用許可等の必要な書類）を速やかに提出すること。

(イ) 修繕の影響範囲に係る構造物（水道、ガス、電気、電話、下水道、擁壁等）について確認し、必要に応じて管理者立会を行うこと。

(ウ) 修繕を実施するに当たり、業務の開始14日前までに施工日、位置、内容等の分かる書類を委託者へ提出すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(エ) 修繕作業時は、安全管理に十分配慮し、作業帯及び通路の確保、交通誘導警備員の配置等を適切に行い、法律を遵守すること。

(オ) 不測の事態が発生した場合は、委託者及び関係各所へ迅速に連絡すること。

(カ) 完了時には、毎月末日までに当該月実施分の報告書をそれぞれ作成し、委託者へ報告すること。なお、提出書類については、施工写真を提出するものとし、写真管理については、「神奈川県土木工事写真管理基準」（最新版）及び委託者の指示によるものとする。

(キ) フェンス等の補修、防草シートの張替え等を想定しているが、修繕方法の詳細については、委託者と協議により決定する。

カ その他

下水道用地修繕業務については、見積りを委託者に提出し、承諾を受けてから施工を行うこと。また、

(8) 下水道用地管理業務

ア 業務内容

下水道用地管理業務は、委託者が管理する下水道用地について、環境保全並びに火災予防のため、草刈り、樹木の剪定及び発生材の処分を行うこと。

イ 対象施設

下水道用地

ウ 対象箇所

(別図11) 下水道用地管理業務 対象箇所図（全域図）(Area図)のとおり

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。ただし、草刈りの範囲が拡大した場合や、経年的に樹木の成長が確認できた場合は、各年度当初に締結する年度協定締結時に限り、数量を見直すことができる。

オ 下水道用地管理業務

- (ア) 各作業については、最新版の「公園・緑地の維持管理と積算」（経済調査会）に基づき作業を行うこと。
- (イ) 下水道用地管理業務は、下水道機能の確保、歩行者等の通行の安全性の確保、隣地の越境部の処理及び防犯灯等の効果の確保、他企業者の電線に支障を生じさせないこと等を目的に実施する。この目的の趣旨を理解したうえで作業を行うこと。
- (ウ) 刈った草及び枝等の発生物については、安全に迅速かつ効率よく処分すること。発生物は、その日のうちにすべて片づけ処理し、やむを得ず作業当日に処分出来ない場合は、シート等で覆い近隣へ散乱しないように処置すること。また、業務を行うときはヘルメットを着用し、高所での作業の際には墜落制止用器具を着用すること。
- (エ) 草刈りについては、樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、地面から刈り取り、刈むら、刈残しがないように均一に刈込むこと。また、必要に応じて、小石等の飛散防止のため防護板等により養生すること。なお、樹木、草花、施設等に絡んでいるつる性雑草等もきれいに除去すること。
- (オ) 各作業において、現場及び周辺に散乱している空き缶、ゴミ等の掃除を行うこと。作業実施中に異常を認めた場合は、直ちに委託者に報告するとともに、必要な対策を講ずること。
- (カ) 発生材については、(株)アグリパートナーズ（藤沢市円行1-13-12）(株)都実業グリーンリサイクル事業部（茅ヶ崎市赤羽根3895）、(株)グリーントーカーズ海老名事業所（海老名市本郷487-1）のいずれかへ搬入し、納入伝票の写しを委託者まで提出すること。また、持ち込みについては2t車1台750kg積込を標準とする。
- (キ) 市民との対応は、親切に誠意をもって当たり、要望については委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (ク) 工作物及び施設等に対して、故意若しくは過失により損害を与えないこと。なお、故意若しくは過失により工作物及び施設等に損害を与えた場合は、委託者に報告し、その指示に従って受託者が賠償の責を負わなければならない。
- (ケ) 受託者は、最新版の「神奈川県土木工事共通仕様書」、「神奈川県土木工事施工管理基準」に基づき作業の管理をすること。
- (コ) 現地作業の際に、下水道用地内のフェンス、防草シート及びその他の構造物に破損、劣化等を確認した場合は、委託者に報告し、対応方針を決定するものとする。対応方針が修繕業務による修繕対応となっ

た場合は、現地の状況写真等の資料を、修繕業務に引き継ぐこと。

カ 作業記録写真

受託者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、「下水道用地管理作業記録写真帳」に整理し、「作業日報」に添付して委託者に提出すること。

(ア) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

(イ) 各作業状況が確認できるよう、作業前中後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。なお、草刈り業務については、用地全体の範囲を漏れなく撮影すること。

(ウ) 作業状況を、背景を入れて撮影すること。また、一枚の写真で作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる等の工夫をすること。

(エ) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

(オ) 撮影は、原則として全箇所撮影とすること。また、別途、委託者が指定する内容について行うこと。

キ 下水道用地管理業務報告書

提出する成果品は次のとおりとする。

(ア) 報告書

(イ) 下水道用地管理作業記録写真

(ウ) 一般廃棄物処分に係る施設発行の計量伝票兼領収書の写し

(エ) その他、委託者が指示するもの

3 検査補助・普及業務

(1) 業務全般

ア 想定数量

検査補助・普及業務の想定数量は、**第2章 業務概要**による。なお、想定数量は、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

イ 使用機材

検査補助・普及業務に使用する機材は、常に点検して整備しておくこと。

ウ その他

受託者は、現地確認に必要な人員（交通誘導警備員を含む）・機械器具等を配備し、委託者より指示を受け次第直ちに現地調査等の業務を遂行しなければならない。

(2) 水洗便所普及促進業務

ア 業務内容

水洗便所普及促進業務は、市内全域において委託者が指定した未水洗

家屋への啓発活動の補助を行うものとする。

(ア) 委託者が整理・抽出した水栓番号データと地図（下水道使用料未賦課家屋等）を紐づけすること。

(イ) (ア) で紐づけしたデータを基に調査対象地の選定を委託者に依頼すること。

(ウ) 未水洗家屋を訪問し、市の作成した啓発書面等を配布すること。

イ 対象施設

未水洗家屋

ウ 対象箇所

委託者により選定された家屋

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 報告

報告書類は記録媒体等で納入すること。

(3) 検査補助業務（排水設備検査補助業務）

ア 業務内容

検査補助業務（排水設備検査補助業務）は、市内全域における次の（ア）～（オ）に定める業務とし、あらかじめの委託者が定めた業務の内容について現地調査、確認を行い、その結果を委託者に報告するものとする。また、「**検査補助**」に係る各業務は相互に協力し、執行すること。

(ア) 排水設備新設等確認申請に基づく現地完了確認調査

(イ) 側溝接続申請に基づく完了確認調査

(ウ) 上記調査に伴う連絡調整

(エ) その他委託者との協議により必要と認めた排水設備等調査

(オ) 排水設備新設等確認申請等に係る一連の書類の電子化

イ 対象施設

排水設備

ウ 対象箇所

排水設備新設箇所、側溝接続申請箇所、その他委託者との協議により必要と認められた排水設備箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 完了確認調査手順

現地調査は、次のとおり行うこととする。

(ア) 委託者から排水設備新設等完成届及び一覧表を受取り、一覧に記載の書類の有無を確認し、書類が揃っていたら借用書にサインをする。

(イ) 効率的に完了確認調査を行えるようなルート及び調査日時の計画を立てる。（同一業者はなるべく同一日にまとめるように配慮する。）

(ウ) 施工業者（指定工事店）に完了確認調査日時を連絡する。（都合が

悪いときは再調整。)

- (エ) 現地確認調査結果報告書に記載の内容を漏れなく確認する。
- (オ) 現地と図面に齟齬がある場合や、やり直し等が必要な場合、図面修正ややり直し後の写真の提出を指示する。
- (カ) 事前に委託者から指示事項（図面の再提出や不足書類の提出等）がある場合は、指示に従い施工業者から書類を受領する。
- (キ) 水栓番号を確認する。
- (ク) 不備がない場合は、標章を渡す。
- (ケ) 現地確認調査結果報告書、排水設備等調査納品書及び指摘事項等報告書（指定事項等がある場合）を揃えて委託者に提出する。
- (コ) (ケ) で作成した書類と、返却書に記載のある排水設備等完成（追加提出書類を含む）を揃えて委託者に提出する。

カ 調査報告

検査補助業務（排水設備検査補助業務）は、現地調査した結果を委託者と協議した様式に整理し、業務ごとに一覧表、個別表の書類と関係書類を一部ずつ納入し、検収をもって完了とする。また、上記ア（オ）については、委託者の指示する方法で提出すること。

キ その他

- (ア) 上記ア（ア）・（イ）の調査を行う者（以下「調査員」という。）は、施工業者（指定工事店）等の立会いの基、完了確認調査を行うものとする。なお、受託者並びに調査員は、自らが施工に関わっていた現場の完了確認調査はできないものとする。
- (イ) 完了確認調査は、原則として午前9時から午後5時までの間に行うこと。
- (ウ) 完了確認調査は、必要な調査項目について確認を行い、その調査結果に不都合が認められた場合については、個別に不都合の状況を整理し、また、その他の調査結果についても業務ごとにまとめた一覧表を記入すること。提出様式は、委託者と協議の上、決定すること。
- (エ) 完了確認調査に当たっては、居住者等の承諾を求めること。

（４）検査補助業務（自費施工検査補助業務）

ア 業務内容

検査補助業務（自費施工検査補助業務）は、公共下水道施設工事施工等承認申請に係る検査依頼書を基づき、次の業務を行うものとする。

- (ア) 公共下水道施設工事施工等承認申請に基づく完了確認調査
- (イ) 上記調査に伴う連絡調整
- (ウ) その他委託者との協議により必要と認めた施設調査

イ 対象施設

ます・取付け管

ウ 対象箇所

- 公共下水道施設工事施工等承認申請された箇所
- エ 年間実施数量
- 第2章 業務概要**に記載している想定数量に基づき協議により決定する。
- オ 調査手順
- 現地調査は、次のとおり行うこととする。
- (ア) 委託者から公共下水道施設工事等検査依頼書及び一覧を受取り、一覧に記載の書類の有無を確認し、書類が揃っていたら借用書にサインをする。
 - (イ) 効率的に現地調査を行えるようなルート及び調査日時の計画を立てる。(同一業者はなるべく同一日にまとめるように配慮する。)
 - (ウ) 施工業者に現地調査日時を連絡する。(都合が悪いときは再調整。)
 - (エ) 現地確認調査結果報告書に記載の内容を漏れなく確認する。
 - (オ) 現地と図面に齟齬がある場合や、やり直し等が必要な場合、図面修正ややり直し後の写真の提出を指示する。
 - (カ) 目的物引渡書及び竣功図、検査依頼時に施工写真の提出がなかった場合は施工写真を受け取る。
 - (キ) 現地確認調査結果報告書、排水設備等調査納品書及び指摘事項等報告書(指定事項等がある場合)を作成する。
 - (ク) (キ)で作成した書類と、返却書に記載のある公共下水道施設工事等検査依頼書、目的物引渡書等を揃えて委託者に提出する。
- カ 調査報告
- 検査補助業務(自費施工検査補助業務)は、処理区別に設置調査した一覧表を月別に納入し検収をもって完了とする。

4 住民対応等業務

(1) 業務全般

- ア 想定数量
- 住民対応等業務の想定数量は、**第2章 業務概要**による。なお、想定数量は、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。
- イ 使用機材
- 住民対応等業務に使用する機材は、常に点検して整備しておくこと。
- ウ その他
- 受託者は、現地確認に必要な人員(交通誘導警備員を含む)・機械器具等を配備し、委託者より指示を受け次第直ちに現地調査等の業務を遂行しなければならない。

(2) 新設用資料作成業務

- ア 業務内容
- 新設用資料作成業務は、公共ます及び取付け管新設の申請があった箇

所について、現地調査及び図面作成を行うものとする。

イ 対象施設

ます・取付け管

ウ 対象箇所

公共ます及び取付け管新設の申請があった箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 現地調査

原則として、**(別紙5) 貸与資料等**に示す参考図の各寸法を計測すること。なお、宅地内のブロック塀及び道路境界プレート等、周辺で工事実施時に影響を与える恐れがある構造物がある場合、必要に応じて構造物の形状を計測すること。また、下水道台帳に記載されている本管の土被りと管径の確認をするものとし、舗装復旧については、「藤沢市復旧範囲の裁定基準」によるものとする。

カ 写真撮影

調査箇所の状況を写真撮影（カラー）すること。なお、撮影方法については委託者と協議すること。

キ 完了確認

作業の成果品については、毎月末日までに当該月実施分の報告書を作成し、紙媒体及び電子媒体（CD-R等）で提出すること。

ク その他

（ア）現地調査作業箇所については、委託者と協議の上決定すること。

（イ）現地調査作業については、作業員の安全を確保しつつ、道路の通行等に支障がないように調査を行うこと。

（ウ）成果品の電子媒体は次のとおりとする。

a 図面 協議により決定する（JWW等）

b 写真 JPG形式

（エ）作成したデータは、依頼から14日以内にメール等で担当者に提出すること。

5 改築業務（ストマネ）

（1）業務全般

ア 想定数量

改築業務（ストマネ）の想定数量は、**第2章 業務概要**による。なお、想定数量は、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

（2）改築設計業務（管きょ）

ア 業務内容

「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき更生工法ま

たは布設替え工法と位置付けられた管きょ及びSランクの管きょを対象に、工事を実施するために必要な設計図、計算書及び設計書等を作成する。

(ア) 設計業務の範囲は、南部処理区、東部処理区、相模川流域処理区の管きょとする。

(イ) 路線選定については、アの範囲において委託者が提示する路線（管きょ）とするが、緊急度等優先的に改築を行う必要が生じた場合は、年度を跨ぎ路線の入れ替えを行う場合がある。

イ 対象施設

管きょ

ウ 対象箇所

更生工法または布設替え工法と位置付けられた管きょ及びSランクの管きょ

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 調査

(ア) 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(イ) 現地踏査

設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

(ウ) 地下埋設物調査

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

(エ) 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。なお、設計対象の管きょ等が公私道に埋設されていない場合は、土地所有者等を確認し、その都度委託者に報告しなければならない。

(オ) 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

カ 設計一般

(ア) 打合せ

業務の実施に当たって、受託者は委託者と密接な連絡をとり、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際に相互に確認しなければならない。

(イ) 設計基準

設計に当たっては、委託者の指示する図書及び（別紙 6）参考図書に基づき、設計を行う際は、その基準となる事項について委託者と協議のうえ、定めるものとする。

(ウ) 設計上の疑義

設計上の疑義が生じた場合は、委託者との協議のうえ、これらの解決にあたなければならない。

(エ) 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(オ) 事業計画図書の確認

受託者は、「オ 調査」と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書の確認をしなければならない。

(カ) 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量成果書、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

(キ) 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

キ 施工方法の比較検討

管きよの老朽化、損傷状況に対応した更生工法等の比較検討及び最適工法の選定を行う。また、その判断基準を検討し、布設替え工法との経済比較を行う。なお、更生工法の検討に関しては、複数の工法があるため経済性、施工性等を比較検討したうえで決定すること。

ク 各種計算

管きよ、管基礎及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、委託者と十分打合せのうえ、計算方針を確認して行わなければならない。

ケ 設計図の作成

主要な設計図は、次により作成することとし、図面完成時には委託者の承諾を受けなければならない。

(ア) 位置図

位置図（ $S = 1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は、地形図に施工箇所を記入する。

(イ) 系統図

系統図（ $S = 1/2,500$ ）は、地形図に設計区間を記入する。

(ウ) 平面図

平面図（ $S = 1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホールの位置・管きよの区間番号、形状、

管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(エ) 詳細平面図

詳細平面図 ($S=1/50\sim 1/500$) は、主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等、特に詳細図を必要とし、委託者が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(オ) 縦断面図

縦断面図 ($S=縦1/100、横1/500$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(カ) 横断面図

横断面図 ($S=1/50\sim 1/100$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等

(キ) 構造図

構造図 ($S=1/10\sim 1/100$) は、次の要領で記入する。なお、委託者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造物、接続室、雨水吐き室及び吐口、伏越し、特殊な形状のマンホール及びます等、特に構造図を必要とするもの。

(ク) 仮設図

仮設図 ($S=1/10\sim 1/100$) は、次の要領で記入する。なお、仮設図は構造図と同一記号を用いて作成する。

仮設図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

コ 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、施工前処理等を材料別に数量を算出する。

サ 改築業務報告書

(ア) 成果品

提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

a 報告書 (A4版、製本) (分冊可)

b 原稿 (画像、CAD (CAD製図基準に準ずる)、Word、Excelデータ

含む)

- c 設計図 (CAD (CAD製図基準に準ずる) データ)
- d その他、委託者が指示するもの

シ 照査

(ア) 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

(イ) 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。(別紙9)配置技術者の資格要件を参照。)

(ウ) 照査事項

受託者は設計全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- a 基本条件の確認内容について
- b 比較検討の方法及びその内容について
- c 設計計画の妥当性について
- d 各種計算書について
- e 各種計算書と設計図の整合性について

(3) 改築設計業務 (マンホール)

ア 業務内容

「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき更生工法と位置付けられたマンホールを対象に、工事を実施するために必要な設計図、計算書及び設計書等を作成する。

(ア) 設計業務の範囲は、南部処理区、東部処理区、相模川流域処理区のマンホールとする。

(イ) マンホールの選定については、アの範囲において委託者が提示するマンホールとするが、緊急度等優先的に改築を行う必要が生じた場合は、年度を跨ぎマンホールを施工する場合がある。

イ 対象施設

マンホール

ウ 対象箇所

更生工法と位置付けられたマンホール

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 調査

(ア) 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

（イ）現地踏査

設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

（ウ）地下埋設物調査

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

（エ）公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。なお、設計対象のマンホール等が公私道に埋設されていない場合は、土地所有者等を確認し、その都度委託者に報告しなければならない。

（オ）現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

カ 設計一般

（ア）打合せ

業務の実施に当たって、受託者は委託者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際に相互に確認しなければならない。

（イ）設計基準

設計に当たっては、委託者の指示する図書及び（別紙 6）参考図書に基づき、設計を行う際は、その基準となる事項について委託者と協議のうえ、定めるものとする。

（ウ）設計上の疑義

設計上の疑義が生じた場合は、委託者との協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

（エ）設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

（オ）事業計画図書の確認

受託者は、「オ 調査」と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書の確認をしなければならない。

（カ）参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量成果書、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

(キ) 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

キ 施工方法の比較検討

マンホールの老朽化、損傷状況に対応した更生工法等の比較検討及び最適工法の選定を行う。また、その判断基準を検討し、布設替え工法との経済比較を行う。なお、更生工法の検討に関しては、複数の工法があるため経済性、施工性等を比較検討したうえで決定すること。

ク 各種計算

既設マンホール及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、委託者と十分打合せのうえ、計算方針を確認して行わなければならない。

ケ 設計図の作成

主要な設計図は、次により作成することとし、作成する図面は委託者と協議のうえ決定する。また、図面完成時には委託者の承諾を受けなければならない。

(ア) 位置図

位置図 ($S = 1/10,000 \sim 1/30,000$) は、地形図に施工箇所を記入する。

(イ) 系統図

系統図 ($S = 1/2,500$) は、地形図に設計区間を記入する。

(ウ) 平面図

平面図 ($S = 1/500$) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホールの位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(エ) 詳細平面図

詳細平面図 ($S = 1/50 \sim 1/500$) は、主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等、特に詳細図を必要とし、委託者が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(オ) 縦断面図

縦断面図 ($S = \text{縦}1/100、\text{横}1/500$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよ及びマンホールの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよ及びマンホールの名称等を記入する。

(カ) 横断面図

横断面図 ($S = 1/50 \sim 1/100$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きょ及びマンホールの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きょ及びマンホールの名称又は横断位置の名称等

(キ) 構造図

構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。なお、委託者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造物、接続室、雨水吐き室及び吐口、伏越し、特殊な形状のマンホール及びます等、特に構造図を必要とするもの。

(ク) 仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。なお、仮設図は構造図と同一記号を用いて作成する。

仮設図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

コ 数量計算

土工、マンホール、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、施工前処理等を材料別に数量を算出する。

サ 改築業務報告書

(ア) 成果品

提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

- a 報告書（A4版、製本）（分冊可）
- b 原稿（画像、CAD（CAD製図基準に準ずる）、Word、Excelデータ含む）
- c 設計図（CAD（CAD製図基準に準ずる）データ）
- d その他、委託者が指示するもの

シ 照査

(ア) 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

(イ) 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（（別紙9）配置技術者の資格要件を参照。）

(ウ) 照査事項

受託者は設計全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- a 基本条件の確認内容について
- b 比較検討の方法及びその内容について
- c 設計計画の妥当性について
- d 各種計算書について
- e 各種計算書と設計図の整合性について

(4) 改築設計業務（取付け管）

ア 業務内容

「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき更生工法または布設替え工法と位置付けられた取付け管を対象に、工事を実施するために必要な設計図、計算書及び設計書等を作成する。

(ア) 設計業務の範囲は、南部処理区、東部処理区、相模川流域処理区の取付け管とする。

(イ) 取付け管の選定については、アの範囲において委託者が提示する取付け管とする。

イ 対象施設

ます・取付け管

ウ 対象箇所

南部処理区、東部処理区、相模川流域処理区において更生工法または布設替え工法と位置付けられた取付け管

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 調査

(ア) 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(イ) 現地踏査

設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況、取付け管が埋設されている民地の状況等現地を十分に把握しなければならない。

(ウ) 地下埋設物調査

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

(エ) 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。なお、設計対象の取付け管が公私道に埋設されていない場合は、土地所有者等を確認し、その都度委託者に報告しなければならない。

(オ) 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

カ 設計一般

(ア) 打合せ

業務の実施に当たって、受託者は委託者と密接な連絡をとり、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際に相互に確認しなければならない。

(イ) 設計基準

設計に当たっては、委託者の指示する図書及び**（別紙 6）参考図書**に基づき、設計を行う際は、その基準となる事項について委託者と協議のうえ、定めるものとする。

(ウ) 設計上の疑義

設計上の疑義が生じた場合は、委託者との協議のうえ、これらの解決にあたなければならない。

(エ) 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(オ) 事業計画図書の確認

受託者は、「オ 調査」と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書の確認をしなければならない。

(カ) 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量成果書、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

(キ) 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

キ 施工方法の比較検討

取付け管の老朽化、損傷状況、現場施工の制約条件に対応した更生工法等の比較検討及び最適工法の選定を行う。また、その判断基準を検討し、布設替え工法との経済比較を行う。なお、更生工法の検討に関しては、複数の工法があるため経済性、施工性等を比較検討したうえで決定すること。

ク 各種計算

取付け管、管基礎及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、委託者と十分打合せのうえ、計算方針を確認して行わなければならない。

ケ 設計図の作成

主要な設計図は、次により作成することとし、作成する図面は委託者

と協議のうえ決定する。また、図面完成時には委託者の承諾を受けなければならない。

(ア) 位置図

位置図 ($S = 1/10,000 \sim 1/30,000$) は、地形図に施工箇所を記入する。

(イ) 系統図

系統図 ($S = 1/2,500$) は、地形図に設計区間を記入する。

(ウ) 平面図

平面図 ($S = 1/500$) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホールの位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(エ) 詳細平面図

詳細平面図 ($S = 1/50 \sim 1/500$) は、主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等、特に詳細図を必要とし、委託者が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(オ) 縦断面図

縦断面図 ($S = \text{縦}1/100、\text{横}1/500$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(カ) 横断面図

横断面図 ($S = 1/50 \sim 1/100$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等

(キ) 構造図

構造図 ($S = 1/10 \sim 1/100$) は、次の要領で記入する。なお、委託者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造物、接続室、雨水吐き室及び吐口、伏越し、特殊な形状のマンホール及びます等、特に構造図を必要とするもの。

(ク) 仮設図

仮設図 ($S = 1/10 \sim 1/100$) は、次の要領で記入する。なお、仮設図は構造図と同一記号を用いて作成する。

仮設図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法

の範囲、名称等を記入する。

コ 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、施工前処理等を材料別に数量を算出する。なお、作業する数量計算については、委託者と協議のうえ決定する。

サ 改築業務報告書

(ア) 成果品

提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

- a 報告書（A 4 版、製本）（分冊可）
- b 原稿（画像、CAD（CAD製図基準に準ずる）、Word、Excelデータ含む）
- c 設計図（CAD（CAD製図基準に準ずる）データ）
- d その他、委託者が指示するもの

シ 照査

(ア) 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

(イ) 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（（別紙 9）配置技術者の資格要件を参照。）

(ウ) 照査事項

受託者は設計全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- a 基本条件の確認内容について
- b 比較検討の方法及びその内容について
- c 設計計画の妥当性について
- d 各種計算書について
- e 各種計算書と設計図の整合性について

(5) 機能耐久調査業務

ア 業務内容

受託者は、大口径管きよ（管径 $\phi 800\text{mm} \sim \phi 2,000\text{mm}$ ）及びマンホールの改築設計を行うに当たり、次の内容の機能耐久調査を実施する。なお、調査の実施に当たっては、委託者の承諾を受けなければならない。

(ア) 中性化試験工

コンクリートを部分的にはつり、フェノールフタレイン溶液を噴霧

し、その呈色状況を目視により確認し、コンクリートの中性化及び硫化水素等による影響を調査すること。調査後は、モルタル等により、はつり部分を修復すること。

(イ) 鉄筋腐食試験工

鉄筋探査機により鉄筋位置を推定し、コンクリートを部分的にはつり、鉄筋の腐食状況を目視により調査するとともに、コンクリート被り厚を測定すること。測定後は、モルタル等により、はつり部分を修復すること。

(ウ) 圧縮強度試験工

圧縮強度測定器を用い、コンクリートの老朽化・中性化等による強度低下を調査すること。

(エ) 鉄筋探査工

鉄筋探査機を用い、コンクリート構造物の鉄筋の配筋状態・かぶり厚・鉄筋の直径等を調査すること。

イ 対象施設

(ア) 管きょ

(イ) マンホール

ウ 対象箇所

改築設計を行う大口径管きょ（管径φ800mm～φ2,000mm）及びマンホール箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 機能耐久調査業務報告書

提出する成果品は、次のとおりとする。

(ア) 調査目的・概要

(イ) 案内図・調査箇所図

(ウ) 調査記録表

(エ) 調査記録写真

6 改築業務（耐震化）

（1）業務全般

ア 想定数量

改築業務（耐震化）の想定数量は、**第2章 業務概要**による。なお、想定数量は、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。また、耐震診断業務の対象路線は、委託者との協議により決定すること。

（2）耐震診断業務

ア 業務内容

耐震診断業務は、以下に示す業務内容に基づいて、「（別紙14）下水

道管路耐震診断調査委託における管路施設調査工 特記仕様書」に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うとともに耐震化工事を実施するために必要な事項を精査するものである。

イ 対象施設

(ア) 管きょ

(イ) マンホール

ウ 対象箇所

「藤沢市下水道総合地震対策計画（第三期）」及び「藤沢市上下水道耐震化計画」の対象事業内容（施設別）に示された箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 耐震診断調査等一般

(ア) 調査・設計の資料

耐震診断調査における評価、設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(イ) 事業計画図書の確認

受託者は、各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書、上下一体耐震化計画及び下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

(ウ) 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

(エ) 耐震診断（詳細診断）

耐震診断（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きょの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

カ 耐震診断（詳細診断）

(ア) 耐震性能の定量的評価

管きょ資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。

a レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールの浮き上がり及び目地開口量の検討、マンホールと管きょの接続部及び管きょと管きょの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きょ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う 屈曲角・拔出し量等）、地

盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算。

(イ) 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算及びTVカメラ調査の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位及び補強内容を抽出し、整理しなければならない。また、詳細設計に必要な設計内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出しなければならない。

(ウ) 耐震補強対策の検討

耐震補強必要箇所については、補強対策の概略検討、概算工事費の算出及び段階的対策計画を検討しなければならない。

(エ) 耐震対策の概略検討

屈曲角、拔出し、耐力、液状化時の浮上・沈下等に対する耐震補強方法・耐震補強構造を概略比較により選定すること。

(オ) 耐震対策の概算工事費の算出

耐震補強方法・耐震補強構造に対する概算工事費を算出すること。

(カ) 耐震対策事業計画の作成

段階的な対策計画を検討し、年度別事業計画及び実施工程表を作成すること。

(キ) 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、下記により作成することとし、図面完成時には、委託者の承認を受けなければならない。

a 位置図

位置図 (S=1/10,000~1/30,000) は、地形図に詳細調査区間を記入する。

b 調査対象路線図

調査対象路線図 (S=1/2,500) は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

c 耐震補強対策平面図

耐震補強対策平面図 (S=1/500) は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、補強対策案等を記入すること。

d 耐震補強対策概略構造図

耐震補強対策概略構造図 (S=1/50~S=1/100) は、委託者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、耐震補強対策として特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成すること。

(ク) 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐

震性能の定量的評価結果、耐震計算書、耐震補強方法・耐震補強構造の検討、概算工事費、耐震対策事業計画、詳細設計の箇所・内容、追加調査の内容等を集成するものとする。

(ケ) 照査

a 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

b 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（（別紙9）配置技術者の資格要件を参照。）

c 照査事項

受託者は設計全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

基礎調査の内容、耐震計算結果、耐震補強方法・耐震補強構造の選定結果・概算工事費・事業計画、詳細設計の箇所・内容に関する妥当性

(3) 耐震改築設計業務（管きよ）

ア 業務内容

前項の「耐震診断業務」において、耐震対策が必要と判断された路線（管きよ）を対象に、耐震工事を実施するために必要な設計図、計算書及び設計書等を作成する。

（ア）設計業務の範囲は、南部処理区の管きよとする。

（イ）路線選定については、「耐震診断業務」において、耐震対策が必要と判断された路線（管きよ）のうち、委託者との協議において承諾を得た路線（管きよ）とする。

イ 対象施設

管きよ

ウ 対象箇所

「耐震診断業務」において、耐震対策が必要と判断された箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 調査

（ア）資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(イ) 既設管調査

ＴＶカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管きよの劣化状況や堆積物、支障物件の有無等を管路施設内にて把握しなければならない。

(ウ) 現地踏査

設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

(エ) 地下埋設物調査

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

(オ) 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

(カ) 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

(キ) 機能耐久調査

設計対象路線について、必要に応じ中性化試験・鉄筋腐食試験・圧縮強度試験・鉄筋探査を行い、既設管の残存強度を確認しなければならない。

カ 設計一般

(ア) 打合せ

業務の実施に当たって、受託者は委託者と密接な連絡をとり、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際に相互に確認しなければならない。

(イ) 設計基準

設計に当たっては、委託者の指示する図書及び（別紙６）参考図書に基づき、設計を行う際は、その基準となる事項について委託者と協議のうえ、定めるものとする。

(ウ) 設計上の疑義

設計上の疑義が生じた場合は、委託者との協議のうえ、これらの解決にあたなければならない。

(エ) 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(オ) 事業計画図書の確認

受託者は、「オ 調査」と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書の確認をしなければならない。

(カ) 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量成果書、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

(キ) 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

キ 施工方法の比較検討

管きよの老朽化、損傷状況に対応した更生工法等の比較検討及び最適工法の選定を行う。また、その判断基準を検討し、布設替え工法との経済比較を行う。なお、更生工法の検討に関しては、複数の工法があるため経済性、施工性等を比較検討したうえで決定すること。

ク 各種計算

管きよ、管基礎及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、委託者と十分打合せのうえ、計算方針を確認して行わなければならない。

ケ 設計図の作成

主要な設計図は、次により作成することとし、図面完成時には委託者の承諾を受けなければならない。

(ア) 位置図

位置図 ($S = 1/10,000 \sim 1/30,000$) は、地形図に施工箇所を記入する。

(イ) 系統図

系統図 ($S = 1/2,500$) は、地形図に設計区間を記入する。

(ウ) 平面図

平面図 ($S = 1/500$) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホールの位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(エ) 詳細平面図

詳細平面図 ($S = 1/50 \sim 1/500$) は、主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等、特に詳細図を必要とし、委託者が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(オ) 縦断面図

縦断面図 ($S = \text{縦}1/100、\text{横}1/500$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(カ) 横断面図

横断面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等

（キ）構造図

構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。なお、委託者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造物、接続室、雨水吐き室及び吐口、伏越し、特殊な形状のマンホール及びます等、特に構造図を必要とするもの。

（ク）仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。なお、仮設図は構造図と同一記号を用いて作成する。

仮設図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

コ 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、施工前処理等を材料別に数量を算出する。

サ 改築業務報告書

（ア）成果品

提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

- a 報告書（A4版、製本）（分冊可）
- b 原稿（画像、CAD（CAD製図基準に準ずる）、Word、Excelデータ含む）
- c 設計図（CAD（CAD製図基準に準ずる）データ）
- d その他、委託者が指示するもの

シ 照査

（ア）照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

（イ）照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（（別紙9）配置技術者の資格要件を参照。）

（ウ）照査事項

受託者は設計全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- a 基本条件の確認内容について
- b 比較検討の方法及びその内容について
- c 設計計画の妥当性について
- d 各種計算書について
- e 各種計算書と設計図の整合性について

(4) 耐震改築設計業務（マンホール管口）

ア 業務内容

前項の「耐震診断業務」において、耐震対策が必要と判断されたマンホール管口を対象に、管口耐震化工事を実施するために必要な設計図、計算書及び設計書等を作成すること。

(ア) 設計業務の範囲は、南部処理区のマンホール管口とする。

(イ) 路線選定については、「耐震診断業務」において、耐震対策が必要と判断されたマンホール管口のうち、委託者との協議において承諾を得たマンホール管口とする。

イ 対象施設

マンホール

ウ 対象箇所

「耐震診断業務」において、耐震対策が必要と判断されたマンホール管口箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 調査

(ア) 資料収集

業務上必要な管きょ資料、地盤資料及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(イ) 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、道路状況等現地を十分に把握しなければならない。

(ウ) マンホール内部の確認

特記仕様書に示された設計対象施設について、地上からマンホール内部を確認し、マンホール管口耐震化対策の設置の可否、または、設置に支障となる障害物等を十分に把握しなければならない。

カ 設計一般

(ア) 打合せ

業務の実施に当って、受託者は委託者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

い。

(イ) 設計基準等

設計に当っては、委託者の指定する図書及び本仕様書の準拠すべき図書に基づき、設計を行ううえでその基準となる事項について委託者と協議の上、定めるものとする。

(ウ) 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、委託者との協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

(エ) 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(オ) 事業計画図書の確認

受託者は、「オ 調査」の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

(カ) 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果簿、下水道台帳、道路台帳、既設管調査書、テレビカメラ調査書および調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

(キ) 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

(ク) 施工方法の比較検討

マンホールの老朽化、損傷状況に対応したマンホール管口耐震化工等の比較検討及び最適工法の選定を行う。工法の検討に関しては、複数の工法があるため経済性、施工性等を比較検討したうえで決定すること。

キ 設計細則

実施設計ではマンホール管口耐震化対策計画に基づく管路施設の実施設計を行い、工事着手に必要な図書を作成する。

(ア) 調査

調査とは資料収集、現地踏査、マンホール内部の確認であり、内容は「オ 調査」のとおりとする。

(イ) 設計計画

マンホール管口耐震化対策計画で決定された内容に基づき、選定された最適工法についてマンホール管口耐震化対策工法の計画を立案する。

対策工法の選定については、施工箇所の状況、その他関係資料等を考慮の上、工事の難易、経済性、工期等についての検討を行い、委託者と十分打合せのうえ、選定しなければならない。

また、既存資料から問題点を整理し、必要に応じて、仮排水、換気

計画及び補助工法等を検討する。

(ウ) 各種計算

対策後のマンホール管口耐震化対策に係る計算、必要に応じて仮排水、仮設、換気、補助工法の計算及び工程計算等を行う。

なお、構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当っては、委託者と十分打合せのうえ、計算方針を確認して行わなければならない。

(エ) 設計図の作成

作成する主要な設計図は、次のとおりとする。

位置図、平面図、構造図、仮設図等

(オ) 数量計算

マンホールごとの管口耐震化対策工、仮設、補助工法等の数量を算出する。

(カ) 施工法の比較検討

マンホールの形状・寸法、材質、地盤特性、施工環境、対策前のマンホールと管きよの接続部の計算、水量等を考慮して、適用可能なマンホール管口耐震化対策の比較検討を行い、最適な施工法を決定する。

(キ) 報告書作成

報告書では、当該設計にかかるとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、既存マンホール内の状況、施工方法、工程表等を取りまとめるものとする。

ク 成果品

提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

(ア) 報告書（A4版、製本）（分冊可）

(イ) 原稿（画像、CAD（CAD製図基準に準ずる）、Word、Excelデータ含む）

(ウ) 設計図（CAD（CAD製図基準に準ずる）データ）

(エ) その他、委託者が指示するもの耐震改築設計業務（マンホール管口）における成果品は以下の通りとし、納品する。

ケ 照査

(ア) 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

(イ) 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（（別紙9）配置技術者の資格

要件を参照。)

(ウ) 照査事項

受託者は設計全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- a 基本条件の確認内容について
- b 比較検討の方法及びその内容について
- c 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- d 各種計算書について
- e 各種計算書と設計図の整合性について

(5) 耐震改築設計業務（マンホール浮上防止対策）

ア 業務内容

前項の「耐震診断業務」において、浮上防止対策が必要と判断されたマンホールを対象に、対策工事の設計積算に必要な詳細設計を実施する。

(ア) 設計業務の範囲は、南部処理区のマンホールとする。

(イ) 路線選定については、「耐震診断業務」において、浮上防止対策が必要と判断されたマンホールのうち、委託者との協議において承諾を得たマンホールとする。

イ 対象施設

マンホール

ウ 対象箇所

「耐震診断業務」において、浮上防止対策が必要と判断されたマンホール箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 調査

(ア) 資料収集

業務上必要な管きょ資料、地盤資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(イ) 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、道路状況等現地を十分に把握しなければならない。

(ウ) マンホール内部の確認

特記仕様書に示された設計対象施設について、地上からマンホール内部を確認し、マンホール浮上対策の設置の可否、または、設置に支障となる障害物等を十分に把握しなければならない。

カ 設計一般

(ア) 打合せ

業務の実施に当って、受託者は委託者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(イ) 設計基準等

設計に当っては、委託者の指定する図書及び本仕様書の準拠すべき図書に基づき、設計を行ううえでその基準となる事項について委託者と協議のうえ、定めるものとする。

(ウ) 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、委託者との協議のうえ、これらの解決にあたなければならない。

(エ) 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(オ) 事業計画図書の確認

受託者は、「オ 調査」の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

(カ) 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果簿、下水道台帳、道路台帳、既設管調査書、テレビカメラ調査書及び調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

(キ) 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

(ク) 施工方法の比較検討

マンホール形状、現場条件、周辺土質等に対応したマンホール浮上防止工の比較検討及び最適工法の選定を行う。工法の検討に関しては、複数の工法があるため経済性、施工性等を比較検討したうえで決定すること。

キ 設計細則

実施設計ではマンホール浮上対策計画に基づく管路施設の実施設計を行い、工事着手に必要な図書を作成する。

(ア) 調査

調査とは資料収集、現地踏査、地下埋設物調査、マンホール内部の確認であり、内容は「オ 調査」のとおりとする。

(イ) 設計計画

マンホール浮上対策計画で決定された内容に基づき、選定された最適工法についてマンホール浮上対策工法の計画を立案する。

対策工法の選定については、施工箇所の状況、その他関係資料等を考慮のうえ、工事の難易、経済性、工期等についての検討を行い、委託者と十分打合せのうえ、選定しなければならない。

また、既存資料から問題点を整理し、必要に応じて、仮排水、換気計画及び補助工法等を検討する。

(ウ) 各種計算

対策後のマンホール浮上対策に係る計算、必要に応じて仮排水、仮設、換気補助工法の計算及び工程計算等を行う。

なお、構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当っては、委託者と十分打合せのうえ、計算方針を確認して行わなければならない。

(エ) 設計図の作成

作成する主要な設計図は、次のとおりとする。

位置図、平面図、構造図、仮設図等

(オ) 数量計算

マンホールごとの浮上対策工、仮設、補助工法等の数量を算出する。

(カ) 施工法の比較検討

マンホールの形状・寸法、材質、地盤特性、施工環境、対策前の浮上計算、水量等を考慮して、適用可能なマンホール浮上対策の比較検討を行い、最適な施工法を決定する。

(キ) 報告書作成

報告書では、当該設計にかかるとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、既存マンホール内の状況、施工方法、工程表等を取りまとめるものとする。

ク 成果品

提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

- a 報告書（A 4 版、製本）（分冊可）
- b 原稿（画像、CAD（CAD製図基準に準ずる）、Word、Excelデータ含む）
- c 設計図（CAD（CAD製図基準に準ずる）データ）
- d その他、委託者が指示するもの

ケ 照査

(ア) 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

(イ) 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（（別紙 9）配置技術者の資格要件を参照。）

(ウ) 照査事項

受託者は設計全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- a 基本条件の確認内容について
- b 比較検討の方法及びその内容について
- c 設計計画の妥当性について
- d 各種計算書について
- e 各種計算書と設計図の整合性について

7 計画策定業務

(1) 業務全般

ア 想定数量

計画策定業務の想定数量は、**第2章 業務概要**による。なお、想定数量は、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

イ 照査

(ア) 照査の目的

受託者は当該業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

(イ) 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（（別紙9）配置技術者の資格要件を参照。）

(ウ) 照査事項

受託者は実施方針策定全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- a 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容について
- b 検討の方法及びその内容について
- c 計画の妥当性（方針、設定条件等）について
- d 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性について

(2) スtockマネジメント実施方針（管路施設）改訂業務

ア 業務内容

当該業務は、令和2年3月に策定した「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針（管路編）」について、長期的な視点で下水道管路施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全

体を対象とした施設管理を最適化することを目的として、実施方針の見直しを行うものとする。

イ 対象施設

- (ア) 管きょ
- (イ) マンホール
- (ウ) マンホール蓋
- (エ) ます・取付け管
- (オ) 伏越し
- (カ) 貯留管
- (キ) 調整池

ウ 対象箇所

下水道区域全体

エ 年間実施数量・業務委託料

第2章 業務概要に記載している数量に基づき協議により決定する。なお、既往のストックマネジメント実施方針で定めている項目があり、当該業務であらためて検討しなくてもよい項目や軽減できる業務等がある場合は、整理したうえで業務委託料を算定し、委託者の承諾を得ること。

オ 業務実施年度

当該業務の実施時期については、委託者との協議により決定する。

カ 業務項目

(ア) 施設情報収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

収集すべき資料は次のとおりとする。

a 上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 地方公共団体のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

b 関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）
- ③ 合流改善計画
- ④ 四地球温暖化対策計画等
- ⑤ 広域化・共同化計画
- ⑥ 事業マネジメント実施に向けた取り組み状況

c 諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地

- ④ 材質、形状寸法（管径）、能力、延長、土被り
- ⑤ 管路施設の重要度等
- d リスクの検討に関する情報の収集・整理
 - ① 点検・調査結果
 - ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度
 - ③ 施設の周辺環境条件等
- e 点検・調査に関する情報の収集・整理
 - ① 図面
 - ② 施設状況（劣化の程度）
 - ③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報）等
- f 修繕・改築に関する情報の収集・整理
 - ① 経過年数
 - ② 標準耐用年数
 - ③ 改築費用（または改築単価）
 - ④ 緊急度、健全度等
 - ⑤ 運転及び水質記録等
- (イ) スtockマネジメントデータベース更新

平成29年度版の下水道台帳に基づき作成された、管路施設の属性情報を取りまとめたエクセル形式のデータを更新するものとする。

 - a 既存ストックマネジメントデータベース等を収集すること。
 - b 既存データベースと業務実施時点の最新版下水道台帳を照合し、属性情報の変更箇所等を抽出すること。
 - c スtockマネジメント実施方針の見直しを行うため、最適なデータベースの作成方法の検討を行う。また、既存ストックマネジメントデータベースと最新版の下水道台帳を照合した結果を踏まえ、不整合部分の取扱い方法等を検討する。
 - d データベース作成方法の検討で決定した方針に基づき、データベース（エクセル形式）を構築すること。
- (ウ) リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築の優先順位を設定するため、リスクを特定し、施設の重要度に基づく被害規模（影響度）及び発生確率（不具合の起こりやすさ）を検討する。リスクの評価では、以下の事項について検討すること。

 - a リスクの特定

下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、管路施設の点検・調査あるいは修繕・改築で対応するリスクを特定する。
 - b 被害規模の検討

管路施設において損傷や劣化による事故の被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定したうえで被害規模を検討する。

c 発生確率の検討

管路施設における損傷や劣化による事故の発生確率は、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定したうえで検討する。

d リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスク評価する。

(エ) 施設管理の目標設定

管路施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標として、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）とアウトカムを実現するための具体的な事業量の目標値（アウトプット）を設定する。

(オ) 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

a 管理方法の選定

管きょ、マンホール蓋、マンホール、ます・取付け管等を対象とする施設ごとに、地方公共団体の特性に応じて管理方法を設定する。

b 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。

c 最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、地方公共団体の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

d 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

a～cの検討結果を50～100年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用をとりまとめる。

(カ) 点検・調査計画の策定

長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

また、実施計画では、更新計画案を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

a 環境区分の設定

管きょ、マンホール蓋、マンホール、ます・取付け管等を対象とする施設ごとに、腐食劣化の実態や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえて、一般環境下と腐食環境下の区分設定を行う。

ただし、マンホール蓋、ます・取付け管等は一般環境下の扱いとする。

b 点検・調査頻度の検討

(一般環境下)

過去の点検・調査結果や施設の重要度に応じた調査頻度を設定するとともに、調査頻度を踏まえて点検頻度を設定する。

(腐食環境下)

腐食環境条件を踏まえて、点検の実施頻度を設定する。また、点検結果と施設の重要度に基づき調査の実施頻度を設定する。

c 優先順位の設定

(一般環境下)

リスク評価結果に基づいて、優先順位を設定する。

(腐食環境下)

点検・調査の結果から把握した腐食状況や、修繕・改築の実施により蓄積された情報を踏まえ、優先順位を設定する。

d 点検・調査における単位・項目の検討

(一般環境下)

清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目の検討を行う。また、管路施設の異常の程度の評価基準及び緊急度・健全度の判定基準を検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

e 点検・調査対象施設・実施時期の設定

(一般環境下)

優先順位の検討結果及び事業期間を勘案して点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

f 点検・調査の方法の検討

(一般環境下)

施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的な組合せを検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

g 概算費用の算定

(一般環境下)

「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

h 点検・調査計画のとりまとめ

a～gの検討結果を点検・調査計画としてとりまとめる。

(キ) 照査

受託者は実施方針策定全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

a 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容について

b 検討の方法及びその内容について

c 計画の妥当性（方針、設定条件等）について

d 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性について

(ク) 報告書作成

報告書作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築の計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

キ 提出図書

(ア) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。

a 業務報告書（A4版製本） 3部

b 概要書（A4版） 部数は委託者との協議による

c スtockマネジメント実施方針説明書（管路施設） 3部

d スtockマネジメント実施方針概要書（管路施設） 3部

e 点検・調査計画図（A4版またはA3版） 3部

f 修繕・改築計画図（A4版またはA3版） 3部

g 打合せ議事録（A4版製本） 1部

h その他参考資料（原稿） 一式

i 電子成果品（HDD等で納品） 3部

j その他委託者が指示するもの

(イ) 成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ委託者と協議すること。

(ウ) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

(3) スtockマネジメント（第三・四・五期）計画（管路施設）策定業務

ア 業務内容

当該業務は、最新版の「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針（管路編）」に基づき、整理・蓄積された維持管理情報及び過年度に実施した関連業務の成果に基づき、管路施設に関する藤沢市下水道ストックマネジメント第三・四・五期計画（以下「ストマネ計画」という。）を策定する。

イ 対象施設

- (ア) 管きょ
- (イ) マンホール
- (ウ) マンホール蓋
- (エ) ます・取付け管
- (オ) 伏越し
- (カ) 貯留管
- (キ) 調整池

ウ 対象箇所

下水道区域全体

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 業務実施年度

当該業務の実施時期については、委託者との協議により決定する。

カ 業務項目

(ア) 対象外業務

診断、対策の必要性検討、修繕・改築の優先順位の検討、対策範囲の検討、長寿命化対策検討対象施設の選定、修繕・改築方法の検討、実施時期の設定及び概算費用の算出の各業務については、修繕・改築選定業務で実施するため、当該業務では実施しない。

(イ) 修繕・改築計画のとりまとめ

修繕・改築選定業務の成果、他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

(ウ) 報告書作成

報告書作成では、修繕・改築の計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。なお、ストックマネジメント（第四期）計画策定時のみ、報告書作成はストックマネジメント実施方針の見直し業務で併せて実施する。

キ 提出図書

(ア) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。

- a 業務報告書（A4版製本） 3部
- b 概要書（A4版） 部数は委託者との協議による

- c スtockマネジメント実施計画書 3部
 - d スtockマネジメント実施計画概要書 3部
 - e 修繕・改築計画図（A4版またはA3版） 3部
 - f 打合せ議事録（A4版製本） 1部
 - g その他参考資料（原稿） 一式
 - h 電子成果品（HDD等で納品） 3部
 - i その他委託者が指示するもの
- （イ）成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ委託者と協議すること。
- （ウ）製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

（4）ストックマネジメント計画（マンホールポンプ）策定業務

ア 業務内容

受託者は、過年度に委託者が実施した維持管理の情報や、関連業務の成果を基に、マンホールポンプに関する藤沢市下水道ストックマネジメント計画の策定を実施する。

イ 対象施設

マンホールポンプ所

ウ 対象箇所

（別表4）マンホールポンプ所一覧のとおり

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。

オ 施設情報の収集・整理

マンホールポンプの管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

収集すべき資料は次のとおりとする。

（ア）施設情報収集・整理

- a 上位計画に関する情報の収集・整理
- b 諸元に関する情報の収集・整理
- c リスクの検討に関する情報の収集・整理
- d 点検・調査に関する情報の収集・整理

（イ）施設情報の作成

以降の検討を行う際の施設分類方法を検討したうえで、対象施設の施設台帳（電子データ化とするが、データベースの構築は含まない。）を作成する。

なお、施設情報には、構造、形状寸法、形式、台数、設置年数、改築年度等の情報を含む。

（ウ）施設情報のデータベース構築

施設台帳システム等へ電子データを移行する場合は、その費用を別途計上する。

(エ) 現地調査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒアリングを行う。

カ リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画の策定につなげる。リスク評価では、以下の事項について検討する。

(ア) リスクの特定

下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、施設の点検・調査で対応するリスクを特定する。

(イ) 被害規模の検討

マンホールポンプにおいて事故・故障が発生したときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定して被害規模を検討する。(機能面、能力面、コスト面の総合評価を想定している)

(ウ) 発生確率の検討

施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定して検討する。(目標耐用年数を設定し、整理を想定している)

(エ) リスクの評価

被害規模の検討、発生確率の検討結果を踏まえ、リスク評価方法を検討する。また、点検・調査計画の優先順位付けに必要なリスクを評価する。

キ 施設管理の目標設定

リスク評価を踏まえて、下水道施設の点検・調査に関する事業の効果目標(アウトカム)及び事業量の目標(アウトプット)を設定する。

(ア) 事業の目標設定

施設管理に関する目標としては、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値(アウトカム)を設定する。

(イ) 事業量の目標設定

アウトカムを達成するための具体的な事業量の目標(アウトプット)を設定する。

ク 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

(ア) 管理方法の選定

マンホールポンプの能力・系列数、設備台帳、設備の役割、状況等を勘案し、地方公共団体の特性に応じて管理方法を設定する。

(イ) 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各設備の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築費用を設定する。

(ウ) 最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、藤沢市の特性に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

(エ) 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

(ア) ～ (ウ) の検討結果を長期的な改築事業シナリオとしてとりまとめる。

ケ 点検・調査計画の策定

基本方針では、長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。

実施計画では、更新計画案を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。

(ア) (基本方針) 頻度・項目の設定

点検頻度は、過去の点検項目・内容に準じた周期、過去の管理記録やリスク評価等を参考に設定する。健全度を評価するため調査項目を設定する。

調査頻度は、定期的、リスク評価に基づく優先順位等により設定する。

(イ) (基本方針) 単位の設定

点検単位は、設備単位とする。

調査単位は、修繕・改築等、対策単位を設定する。

(ウ) (基本方針) 優先順位の設定

リスク評価に基づいて、優先順位を設定する。

(エ) (実施計画) 対象施設・実施時期の検討

対象設備は、マンホールポンプの全設備とする。

点検時期は、設備の特性や執行体制を踏まえて設定する。

調査時期は、予防保全による対策が検討できる時期とし、リスク評価に応じて、調査時期、頻度を決定して、効率的・効果的に実施する。

(オ) (実施計画) 点検・調査の方法の検討

点検・調査方法は、点検・調査体制や各設備の調査単位及び構造等を考慮して選定する。

(カ) (実施計画) 概算費用の算定

「対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。

(キ) 点検・調査計画のとりまとめ

(ア) ～ (カ) の検討結果を点検・調査計画としてとりまとめる。

コ 報告書作成

ストックマネジメント計画（マンホールポンプ）策定業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、業務報告書としてとりまとめる。

また、マンホールポンプのストックマネジメント計画の概要版を作成する。

サ 照査

（ア）照査の目的

受託者は当該業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

（イ）照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

（ウ）照査事項

受託者は実施方針策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

①情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査

②検討方法及びその内容に関する照査

③計画の妥当性(方針、設定条件等)の照査

④上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

シ 提出図書

当該業務に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、点検・調査計画の概要、その他必要資料等を集成する。

なお、提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

（ア）業務報告書（A4版、製本）（分冊可）4部

（イ）概要書（報告書の概要版）4部

（ウ）点検・調査計画図

（エ）打合せ記録簿

（オ）原稿（画像、Word、Excel、PDF、シェープファイル等のデータを含む）

（カ）その他参考資料

（キ）その他委託者が指示するもの

（５）修繕・改築選定業務

ア 業務内容

修繕・改築選定業務は、調査業務等で実施した調査結果について、藤

沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、劣化状況を把握したうえで、修繕・改築対象となる路線を選定し、修繕・改築計画をとりまとめるものとする。

イ 対象施設

- (ア) 管きょ
- (イ) マンホール
- (ウ) マンホール蓋
- (エ) ます・取付け管

ウ 対象箇所

- (ア) 調査の結果、緊急度Ⅰ・Ⅱ判定となった対象施設の箇所。なお、調査とは次のいずれかの調査のことを指す。
 - a 本業務で実施した調査
 - b 藤沢市下水道管路包括的民間業務委託（令和6年2月22日～令和9年3月31日）で実施した調査
 - c 下水道管路施設浚渫清掃等及び道路緊急対応業務で実施した調査（毎年度実施予定）
 - d 上記a～c以外で委託者が実施した調査
- (イ) 委託者と受託者が協議により決定した箇所

エ 年間実施数量

第2章 業務概要に記載している想定数量に基づき協議により決定する。ただし、調査結果により緊急度Ⅰ・Ⅱ判定の想定数量が増減するため、最終的には調査結果に基づき協議により年間実施数量を決定する。

オ 修繕・改築選定業務全般

- (ア) 修繕・改築選定業務は、藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づき実施すること。
- (イ) 調査後から修繕・改築選定業務を実施する間または修繕・改築選定業務と並行して実施する修繕がある場合は、修繕によりどこの異常箇所が解消されたのかを確認し、その内容を診断に反映させること。
- (ウ) 診断を実施した結果、緊急度Ⅲまたは劣化なしの判定結果となった対象施設については、診断以降の照査を除く後続作業を原則として実施しないものとし、変更の対象とする。
- (エ) 対象範囲の検討を実施した結果、修繕の判定結果となった対象施設については、長寿命化対策検討対象施設の選定は、原則として実施しないものとし、変更の対象とする。
- (オ) 道路陥没や下水の詰まり等が生じる可能性が高い対象施設がある場合は、本業務の関係する他業務へ情報共有を速やかに行い、応急対応等が遅滞なく行えるようにすること。

カ 作業内容

- (ア) 診断
診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を

明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はＴＶカメラ調査等の結果から、次の手順で実施する。

緊急度・健全度の判定は、異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定を行う。

(イ) 対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度を踏まえ、対策の必要性（維持又は対策）を検討する。

(ウ) 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業等の機能向上に関する他計画を考慮し、更新計画案及びリスク評価結果を踏まえ、修繕・改築の優先順位を検討する。

(エ) 対策範囲の検討

修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを選定する。管きょ以外に検討対象とした施設（マンホール、マンホール蓋、ます及び取付け管）で対策が必要と判定される施設については、修繕か改築かを選定する。

(オ) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(カ) 修繕・改築方法の検討

修繕・改築と判定した管路施設を整理し、修繕（方法検討を含んだ本管部分修繕、取付け管布設替え、人孔蓋交換）及び改築（布設替え工法、更生工法）かを選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。なお、地形、地質等の自然状況、道路、海岸、河川、埋設物、工作物等の周辺条件、管きょの劣化状況等を把握したうえで方法の選定を行うこと。

(キ) 実施時期の設定及び概算費用の算出

修繕・改築する管路施設の対象数量及び施工方法を整理し、事業計画期間を勘案した概ね５～７年程度の実施時期設定と概算事業費を算出すること。

キ 設計協議

各年度で実施する設計協議は、「年間着手時」・「中間打合せ」・「年間完了時」とする。「中間打合せ」の回数については、標準の３回を予定しているが、回数については委託者と受託者の協議により決定する。

ク 修繕・改築選定業務報告書

修繕・改築選定に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、修繕・改築選定の概要、その他必要資料等を集成する。

なお、提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。ただし、次の（ウ）～（コ）については、毎年内容を更新し、委託者に提出すること。

- （ア）業務報告書（A4版、製本）（分冊可）
- （イ）概要書（報告書の概要版）
- （ウ）緊急度判定位置図
- （エ）修繕・改築計画
- （オ）修繕・改築計画位置図
- （カ）概算事業費
- （キ）打合せ記録簿
- （ク）原稿（画像、Word、Excel、PDF、シェープファイル等のデータを含む）
- （ケ）その他参考資料
- （コ）その他委託者が指示するもの

ケ 照査

（ア）照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

（イ）照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（（別紙9）配置技術者の資格要件を参照。）

（ウ）照査事項

受託者は実施方針策定全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- a 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容について
- b 検討の方法及びその内容について
- c 計画の妥当性（方針、設定条件等）について
- d 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性について

第2章 業務概要

1 想定数量

計画的業務、修繕等業務、検査補助・普及業務、住民対応等業務、改築業務（ストマネ）、改築業務（耐震化）、計画策定業務の想定数量は次のとおり。

(1) 計画的業務その1

業 務		予算 区分	単位	想 定 数 量											備 考
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	計	
巡 視	巡視工 (圧送管：埋設部)	3 条	m	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	44,000	昼間
	巡視工 (圧送管：添架部)	3 条	m	—	—	—	778	—	—	—	—	—	778	1,556	昼間 江の島弁天橋
	取付け管（不在等で調査ができなかった箇所）	3 条	箇所	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	12,800	
	マンホール点検工 (圧送管：弁広等)	3 条	箇所	—	—	—	91	—	—	—	—	—	91	182	昼間
点 検	圧送管点検工 (圧送管：添架部)	3 条	口	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	6	昼間 弁天橋、夢中橋、鯉淵橋
	マンホールポンプ点検工 ポンプ保守点検 (江坂浄化センター)	3 条	箇所	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	320	南部処理区
	マンホールポンプ点検工 ポンプ保守点検 (大清水浄化センター)	3 条	箇所	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	230	東部処理区
	マンホールポンプ点検工 定期点検に伴う簡易な修繕 (江坂浄化センター)	3 条	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	南部処理区
調 査	マンホールポンプ点検工 定期点検に伴う簡易な修繕 (大清水浄化センター)	3 条	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	東部処理区
	小口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満)（側溝以外） (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	m	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	9,600	昼間
	小口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満)（側溝） (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	m	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	2,520	夜間
	小口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満)（側溝） (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	m	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	3,500	昼間
	小口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満)（側溝） (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	m	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	980	夜間
	大口径 TV カメラ調査工 (φ1,500mm 以上～φ2,000mm 未満) (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	m	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	800	昼間
大口径 TV カメラ調査工 (φ1,500mm 以上～φ2,000mm 未満) (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	m	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	1,680	夜間
	大口径 TV カメラ調査工 (φ1,500mm 以上～φ2,000mm 未満) (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	m	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200	昼間
		3 条	m	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400	夜間

(1) 計画的業務その2

業 務	予算 区分	単位	想 定 数 量												備 考
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	計		
湛水目視調査工 (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	m	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	昼間	
		m	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	220	夜間	
取付け管 TVカメラ調査工 (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	箇所	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	990	昼間	
		箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	夜間	
マンホール目視調査工 (路面下空洞調査で確認された 空洞箇所)	3 条	箇所	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	1,060	昼間	
		箇所	28	28	28	28	28	28	28	28	28	280	夜間		
小口径 TVカメラ調査工 (φ800mm未満) (調査以外) (圧送管吐出し (下流側1スパン))	3 条	m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昼間	
		m	39	39	39	39	39	39	39	39	39	390	夜間		
小口径 TVカメラ調査工 (φ800mm未満) (調査) (圧送管吐出し (下流側1スパン))	3 条	m	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400	夜間	
		m	22	22	22	22	22	22	22	22	22	220	昼間		
大口径 TVカメラ調査工 (φ1,500mm以上～φ2,000mm未満) (圧送管吐出し (下流側1スパン))	3 条	m	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	540	夜間	
		m	9	9	9	9	9	9	9	9	9	90	昼間		
マンホール目視調査工 (圧送管吐出し (下流側1スパン))	3 条	箇所	—	—	1	1	1	—	—	—	1	1	6	昼間	
		箇所	9	9	9	10	10	9	9	9	10	10	94	夜間	
マンホール目視調査工 (管きよ (幹線のみ))	3 条	箇所	133	133	133	133	133	133	133	133	133	133	1,330	昼間	
		箇所	454	454	454	454	455	454	454	454	454	455	4,542	夜間	
マンホール目視調査工 (圧越し50箇所)	3 条	箇所	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	6	昼間	
		箇所	9	9	9	10	10	9	9	9	10	10	94	夜間	
マンホール目視調査工 (貯留管)	3 条	箇所	—	—	22	—	—	—	—	—	22	—	44	昼間	
		箇所	—	—	12	—	—	—	—	12	—	24	夜間		
マンホール目視調査工 (調整池)	3 条	箇所	35	35	28	35	35	35	35	35	28	35	336	44年 1回/5年 32 調整池	
		箇所	—	—	11	—	—	—	—	11	—	22	夜間 1回/5年 2 調整池		

(1) 計画的業務その3

業 務	予算 区分	単位	想 定 数 量										備 考	
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		計
管きよ内洗浄 (路面下空洞調査で確認された空洞箇所)	3 条	m	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	11,790	昼間
		m	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	3,150	夜間
		m	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	1,410	昼間
管きよ内清掃 (路面下空洞調査で確認された空洞箇所)	3 条	m	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	550	夜間
		m3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	昼間 処分量
		m3	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	6	夜間 処分量
管きよ内洗浄 (圧送管吐出し(下流側1スパン))	3 条	m	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	710	夜間
		箇所	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	650	昼間
管きよ内障害物等撤去工 (モルタル・油断除去) (ストマツネ調査で確認したモルタル、 侵入根の除去)	3 条	箇所	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	170	夜間
		箇所	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200	昼間
管きよ内障害物等撤去工 (侵入根) (ストマツネ調査で確認したモルタル、 侵入根の除去)	3 条	箇所	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50	夜間
		m	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	260	昼間
伏越し管の清掃 (管きよ内清掃)	3 条	m	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	1,470	夜間
		m3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30	昼間 処分量
		m3	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	170	夜間 処分量
管きよ (幹線のみ) マンホール内清掃	3 条	m3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30	昼間
		m3	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	夜間
		m3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	昼間 処分量
		m3	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	80	夜間 処分量

(1) 計画的業務その4

業 務		予算 区分	単位	想 定 数 量										備 考		
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		計	
	休憩し マンホール内清掃	3 条	m3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30	昼間
			m3	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	450	夜間
			m3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30	昼間 処分量
			m3	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	340	夜間 処分量
	調整池 マンホール内清掃	3 条	m3	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	1,700	昼間
			m3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50	夜間
			m3	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	1,280	昼間 処分量
			m3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	40	夜間 処分量
清掃	取付け管清掃	3 条	箇所	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	600	昼間
			箇所	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50	昼間
			m3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1	処分量
			基	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	昼間 緊急対応時の 入札内清掃
	マンホールポンプ所清掃	3 条	基	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30	夜間 緊急対応時の 入札内清掃
			m3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	昼間 処分量
			m3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	夜間 処分量

(1) 計画的業務その5

業 務	予算 区分	単位	規 定 数 量										備 考	
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		計
調 査	小口径TVカメラ調査工 (φ800mm未満) (調査以外) (藤沢市下水道「シヤサセ」ノット 実施方針に基づく)	m	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900	239,000	昼間
		m	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	64,000	夜間
	小口径TVカメラ調査工 (φ800mm未満) (調査) (藤沢市下水道「シヤサセ」ノット 実施方針に基づく)	m	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	88,000	昼間
		m	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	24,000	夜間
	大口径TVカメラ調査工 (φ800mm～φ1,500mm未満) (藤沢市下水道「シヤサセ」ノット 実施方針に基づく)	m	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	20,000	昼間
		m	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	42,000	夜間
	人口径TVカメラ調査工 (φ1,500mm～φ2,000mm未満) (藤沢市下水道「シヤサセ」ノット 実施方針に基づく)	m	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	4,000	昼間
		m	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	11,000	夜間
	潜行口視調査工 (φ2,000mm以上) (藤沢市下水道「シヤサセ」ノット 実施方針に基づく)	m	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,000	昼間
		m	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	6,000	夜間
清 掃	取付け管TVカメラ調査工 (藤沢市下水道「シヤサセ」ノット 実施方針に基づく)	箇所	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	43,600	昼間
		箇所	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400	夜間
	マンホール目視調査工 (藤沢市下水道「シヤサセ」ノット実施 方針に基づく)	箇所	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	17,200	昼間
		箇所	490	490	490	490	490	490	490	490	490	490	4,900	夜間
	管きと内流浄工 (藤沢市下水道「シヤサセ」ノット実施 方針に基づく)	m	29,430	29,430	29,430	29,430	29,430	29,430	29,430	29,430	29,430	29,430	294,300	昼間
		m	7,920	7,920	7,920	7,920	7,920	7,920	7,920	7,920	7,920	7,920	79,200	夜間
	管きと内流掃上 (藤沢市下水道「シヤサセ」ノット実施 方針に基づく)	m	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	35,100	昼間
		m	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	14,100	夜間
		m3	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	360	昼間 処分量
		m3	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	140	夜間 処分量

(2) 修繕等業務

業 務		予算 区分	単位	想 定 数 量										計	備 考
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		
資 料 作 成		3 条	箇所	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	7,000	
		3 条	箇所	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000	
		3 条	箇所	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	4,000	
		3 条	箇所	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	1,500	
修 繕		3 条	箇所	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	500	
		3 条	箇所	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	300	
		3 条	箇所	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200	
		3 条	箇所	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	500	
		3 条	箇所	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	500	
下水道用地管理 (※)		3 条	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	期間
		3 条	箇所	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	150	期間

※ 詳細は別表1に示す。

(3) 検査補助・普及業務

業 務	予算 区分	単位	想 定 数 量										備 考	
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		計
水洗便所普及促進	3 条	件	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	500	
排水設備・自費施工検査補助	3 条	件	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	20,000	

(4) 住民対応等業務

業 務	予算 区分	単位	想 定 数 量										備 考	
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		計
資料作成業務	4 条	件	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400	

(5) 改築業務 (ストマネ) その1

業 務	予算 区分	単位	想 定 数 量										備 考		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		計	
改 築 設 計 (※)	改築設計 (管更生) 800mm未満	4 条	m	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	12,800		
	改築設計 (管更生) 800mm以上	4 条	m	333	333	333	467	467	467	467	467	467	4,268		
	改築設計 (布設替え) 1,200mm未満	4 条	m	500	500	500	700	700	700	700	700	700	6,400		
	改築設計 (布設替え) 1,200mm以上	4 条	m	167	167	167	233	233	233	233	233	233	2,132		
	改築設計 (更生) マンホール	4 条	箇所	26	26	26	26	26	26	26	26	26	260		
機 能 耐 久 調 査 (※)	改築設計 (布設替え) 取付け管	4 条	箇所	102	102	102	102	102	102	102	102	102	1,020		
	改築設計 (更生) 取付け管	4 条	箇所	102	102	102	102	102	102	102	102	102	1,020		
	管 き ょ	中性化試験	4 条	測点	108	108	108	150	150	150	150	150	150	1,374	φ800mm 以上 φ2,000mm 未満
		鉄筋腐食試験	4 条	測点	108	108	108	150	150	150	150	150	150	1,374	φ800mm 以上 φ2,000mm 未満
		圧縮強度試験	4 条	測点	108	108	108	150	150	150	150	150	150	1,374	φ800mm 以上 φ2,000mm 未満
	鉄筋探査	4 条	測点	72	72	72	100	100	100	100	100	100	916	φ800mm 以上 φ2,000mm 未満	

※詳細は別表2に示す。

(5) 改築業務 (ストマネ) その2

業 務		予算 区分	単位	想 定 数 量										備 考		
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		計	
(※)機能 耐久 調査	マンホール	中性化試験	測点	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	1,560	
		鉄筋腐食試験	測点	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	1,560	
		圧縮強度試験	測点	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	1,560	
		鉄粉探査	測点	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	1,040	

※詳細は別表 2 に示す。

(6) 改築業務 (耐震化)

業 務		予算 区分	単位	想 定 数 量										備 考	
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		計
耐震診断	耐震診断・南部処理区 (上下 体耐震化計画分) 管きよ・マンホール	4 条	km	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	50.0	
	耐震診断・南部処理区 (総合地震対策分) 管きよ・マンホール	4 条	km	2.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.2	
	耐震診断・東部処理区 (総合地震対策分) 管きよ・マンホール	4 条	km	5.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.2	
	耐震診断・流砂処理区 (総合地震対策分) 管きよ・マンホール	4 条	km	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.2	
耐震改築設計	耐震改築設計 ・管部処理区 管きよ (内径 800mm未満・800mm以上)	4 条	m	—	500	500	500	500	500	500	500	500	500	4,500	
	耐震改築設計 (マンホール管口)	4 条	基	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36	
	耐震改築設計 (マンホール管上防止対策)	4 条	基	—	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	

(7) 計画策定業務

業 務	予算 区分	単位	想 定 数 量										備 考	
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		計
計 画 策 定	ストックマネジメント実施 方針改訂	4 条 式	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	1	管路施設
	ストックマネジメント (第三期)計画(管路施設)策定	4 条 式	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	管路施設
	ストックマネジメント (第四期)計画(管路施設)策定	4 条 式	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	管路施設
	ストックマネジメント (第五期)計画(管路施設)策定	4 条 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	管路施設
	ストックマネジメント計画 (マンホールポンプ)策定	4 条 式	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	ポンプ場施設
	修繕・改築選定(※)	4 条	82.4	38.4	38.4	38.4	38.4	38.4	38.4	38.4	38.4	38.4	428.0	管路施設

※ 詳細は別表3に示す。

別表 1 計画的業務の対象

(ア) 下水道用地管理

種 別	単位	数量 (※)	備 考
草刈り	m ²	4,942	機械除草 (肩掛式) 2,471m ² ×2回/年
草刈り	m ²	402	人力除草201m ² ×2回/年
刈込み (寄植え)	m ²	53	機械刈 樹高1.5m未満
基本剪定 (常緑樹)	本	17	幹周60cm以上～90cm未満
基本剪定 (常緑樹)	本	3	幹周90cm以上～120cm未満
軽剪定 (常緑樹)	本	39	幹周15cm未満
軽剪定 (常緑樹)	本	2	幹周15cm以上～30cm未満
軽剪定 (常緑樹)	本	10	幹周30cm以上～60cm未満
軽剪定 (常緑樹)	本	4	幹周60cm以上～90cm未満
軽剪定 (落葉樹)	本	1	幹周150cm以上～180cm未満
軽剪定 (針葉樹)	本	3	幹周60cm以上～90cm未満
軽剪定 (針葉樹)	本	2	幹周90cm以上～120cm未満
軽剪定 (針葉樹)	本	1	幹周120cm以上～150cm未満
葎薊り	m ²	54	人力除草

※草刈り：2回/年、剪定：1回/年、葎薊り：1回/年

別表２ 改築設計業務の対象

(ア) 改築設計

項 目	設 計 条 件		
管径・工法及び延長	更生工法（φ 800mm未満）		L=12, 800m
	更生工法（φ 800mm以上）		L= 4, 268m
	布設替え工法（φ 1, 200mm未満）		L= 6, 400m
	布設替え工法（φ 1, 200mm未満）		L= 2, 132m
特殊構造物	特殊構造物		—
	耐震設計		○
	簡易な特殊マンホール		—
	特殊マンホール		—
	マンホール形式ポンプ場 （二次製品）		—
	マンホール形式ポンプ場 （現場打ち）		—
	吐き口、その他		—
報告書作成	有り		
設計協議	各業務ごとに中間打合せ 3 回		
施工方法の比較検討	管路の掘削方法一		—
	急曲線		—
	土被り1. 5D以下		—
	近接構造物		—
	軌道横断		—
	河川横断		—
	高架道横断		—
	布設替え工法の 施工方法	仮排水	○
		既設管撤去	○
耐震計算 （応答変位法）	レベル1及びレベル2地震動		
設計条件補正	有り（ ）		
地盤条件補正	有り（ ）		
計画工区数	工区		
その他補正	有り（ ）		

(イ) 機能耐久調査

種 別	単位	数量	備 考
中性化試験工	測点	2,934	(※1)
鉄筋腐食試験工	測点	2,934	(※1)
圧縮強度試験工	測点	2,934	(※1)
鉄筋探査工	測点	1,956	(※2)

※1 本管（1 スパン）の試験箇所は、流入側と流出側の管口付近の2 箇所とし、各箇所
円周方向に3 測点（管頂及び両側面）実施すること。

※2 本管（1 スパン）の試験箇所は、流入側と流出側の管口付近の2 箇所とし、各箇所
円周方向に2 測点（管頂及び側面）実施すること。

別表 3 計画策定業務の対象

(1) ストックマネジメント実施方針（管路施設）改訂

(ア) 対象施設表

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	合流 1,529ha 分流 3,817ha 合計 5,346ha
管きよ（※1）	■有 ・ □無
マンホール（※2）	■有 ・ □無
マンホール蓋（※2）	■有 ・ □無
取付け管	■有 ・ □無
ます	■有 ・ □無

※1 伏越し及び貯留管を含む。

※2 伏越し、圧送管、貯留管及び調整池を含む。

(イ) 設計条件項目

設計条件項目表（参考）による。

設計条件項目表（参考）

作業項目		作業の有・無
施設情報の 収集・整理	施設情報収集・整理	■有 ・ □無
	施設情報の電子データ化	■有 ・ □無
	現地踏査	■有 ・ □無
リスクの評価	リスクの特定	■有 ・ □無
	被害規模の検討	■有 ・ □無
	発生確率の検討	■有 ・ □無
	リスクの評価	■有 ・ □無
施設管理の目標設定		■有 ・ □無
長期的な改築 事業のシナリ オ設定	管理方法の設定	■有 ・ □無
	改築条件の設定	■有 ・ □無
	最適な改築シナリオの選定	■有 ・ □無
	とりまとめ	■有 ・ □無
点検・調査計 画の策定	環境区分の設定	■有 ・ □無
	点検・調査頻度の検討	■有 ・ □無
	優先順位の検討	■有 ・ □無
	点検・調査における単位・項目の検討	■有 ・ □無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	■有 ・ □無
	点検・調査方法の検討	■有 ・ □無
	概算費用の算定	■有 ・ □無
	点検・調査計画のとりまとめ	■有 ・ □無
点検・調査の実施		□有 ・ ■無
修繕・改築計 画の策定（※ 1）	診断	□有 ・ ■無
	対策の必要性検討	□有 ・ ■無
	修繕・改築の優先順位の検討	□有 ・ ■無
	対策範囲の検討	□有 ・ ■無
	長寿命化対策検討対象施設の選定	□有 ・ ■無
	改築方法の検討	□有 ・ ■無
	実施時期の設定及び概算費用の算出	□有 ・ ■無
	修繕・改築計画のとりまとめ	□有 ・ ■無
関係機関への説明資料作成		□有 ・ ■無
報告書作成		■有 ・ □無
設計協議		中間打合せ 4回
関係機関協議		0回
貸与資料	点検・調査データ	■有(貸与形式:電子データ) ・ □無
	管路施設データ	■有(貸与形式:電子データ) ・ □無
	維持管理データ	■有(貸与形式:電子データ) ・ □無

※1 当該作業項目は、修繕・改築選定業務、ストックマネジメント第三・四・五期計画策定業務で実施。

(2) スtockマネジメント第三・四・五期計画策定

(ア) 対象施設表 (第三期)

管路施設	対象の有無等
延長	245.2 k m (※3)
管きよ (※1)	■有 ・ □無
マンホール (※2)	■有 ・ □無
マンホール蓋 (※2)	■有 ・ □無
取付け管	■有 ・ □無
ます	■有 ・ □無

※1 伏越し、貯留管を含む。

※2 伏越し、圧送管、貯留管及び調整池を含む。

※3 延長の数量は想定によるものであり、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

(イ) 対象施設表 (第四期)

管路施設	対象の有無等
延長	84.6 k m (※3)
管きよ (※1)	■有 ・ □無
マンホール (※2)	■有 ・ □無
マンホール蓋 (※2)	■有 ・ □無
取付け管	■有 ・ □無
ます	■有 ・ □無

※1 伏越し、貯留管を含む。

※2 伏越し、圧送管、貯留管及び調整池を含む。

※3 延長の数量は想定によるものであり、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

(ウ) 対象施設表 (第五期)

管路施設	対象の有無等
延長	211.5 k m (※3)
管きよ (※1)	■有 ・ □無
マンホール (※2)	■有 ・ □無
マンホール蓋 (※2)	■有 ・ □無
取付け管	■有 ・ □無
ます	■有 ・ □無

※1 伏越し、貯留管を含む。

※2 伏越し、圧送管、貯留管及び調整池を含む。

※3 延長の数量は想定によるものであり、これにより契約を確定するものではなく、委託者との協議により決定すること。

(エ) 設計条件項目

設計条件項目表 (参考) による。

設計条件項目表（参考）

作業項目		作業の有・無
修繕・改築計画の策定	診断（※１）	☐ 有 ・ ☒ 無
	対策の必要性検討（※１）	☐ 有 ・ ☒ 無
	修繕・改築の優先順位の検討（※１）	☐ 有 ・ ☒ 無
	対策範囲の検討（※１）	☐ 有 ・ ☒ 無
	長寿命化対策検討対象施設の選定（※１）	☐ 有 ・ ☒ 無
	改築方法の検討（※１）	☐ 有 ・ ☒ 無
	実施時期の設定及び概算費用の算出（※１）	☐ 有 ・ ☒ 無
	修繕・改築計画のとりまとめ	☒ 有 ・ ☐ 無
関係機関への説明資料作成		☐ 有 ・ ☒ 無
報告書作成		☒ 有 ・ ☐ 無
設計協議		中間打合せ １回
関係機関協議		０回
貸与資料	点検・調査データ	☒ 有(貸与形式:電子データ) ・ ☐ 無
	管路施設データ	☒ 有(貸与形式:電子データ) ・ ☐ 無
	維持管理データ	☒ 有(貸与形式:電子データ) ・ ☐ 無

※１ 当該作業項目は、修繕・改築選定業務で実施。

（３）修繕・改築選定

対象施設表

管路施設	対象の有無等
延長	第２章 業務概要の数量 のとおりに
管きよ (伏越しを含む)	☒ 有 ・ ☐ 無
マンホール (伏越しを含む)	☒ 有 ・ ☐ 無
マンホール蓋 (伏越しを含む)	☒ 有 ・ ☐ 無
取付け管	☒ 有 ・ ☐ 無
ます	☒ 有 ・ ☐ 無

※当該業務の診断対象延長：574km

当該業務の診断における緊急度Ⅰ・Ⅱ判定となる想定割合：67％

当該業務の診断後の対象延長：384km(574km×0.67＝384km)

当該業務の診断済対象延長：44km

診断済延長の修繕改築選定は令和９年度での実施想定とする。

修繕改築選定の対象延長：428km （384＋44＝428km）

(ア) 設計条件項目

設計条件項目表（参考）による。

設計条件項目表（参考）

作業項目		作業の有・無
修繕・改築計画の策定	診断	■有 ・ □無
	対策の必要性検討	■有 ・ □無
	修繕・改築の優先順位の検討	■有 ・ □無
	対策範囲の検討	■有 ・ □無
	長寿命化対策検討対象施設の選定	■有 ・ □無
	修繕・改築方法の検討	■有 ・ □無
	実施時期の設定及び概算費用の算出	■有 ・ □無
	照査	■有 ・ □無
修繕・改築計画のとりまとめ		□有 ・ ■無
関係機関への説明資料作成		□有 ・ ■無
報告書作成		■有 ・ □無
設計協議		中間打合せ 3回
関係機関協議		0回
貸与資料	点検・調査データ	■有(貸与形式:電子データ) ・ □無
	管路施設データ	■有(貸与形式:電子データ) ・ □無
	維持管理データ	■有(貸与形式:電子データ) ・ □無

(3) スtockマネジメント計画（マンホールポンプ）策定

(ア) 対象施設

マンホールポンプ所：55箇所（別表4参照）

(イ) 作業内容

作業内容	作業の有・無	備考
1. 施設情報の収集・整理	■有 ・ □無	
2. リスクの評価	■有 ・ □無	
3. 施設管理の目標設定	■有 ・ □無	
4. 長期的な改築事業シナリオ設定	■有 ・ □無	
5. 点検・調査計画の策定	■有 ・ □無	
6. 点検・調査の実施	■有 ・ □無	
7. 修繕・改築計画の策定	■有 ・ □無	
8. 関係機関への説明資料作成	□有 ・ ■無	
9. 照査	■有 ・ □無	
10. 報告書作成	■有 ・ □無	

(ウ) その他

- ・ 対象施設は稼働中であり、現地調査は当該施設の管理者と協議のうえ実施すること。
- ・ 関連計画（他資産に係るStockマネジメント計画、総合地震対策計画、耐水化計画等）の結果を踏まえ、施設分類方法等を検討し、調整を図ること。
- ・ 現地調査は、水抜き（水位低下）、清掃、足場の設置、機器吊上げ等は業務に含まない。必要に応じて、市又は維持管理者により対応すること。

別表４ マンホールポンプ所一覧

南部処理区マンホールポンプ所一覧

No.	名 称	内 容	所 在 地	供用 開始
M1	鵠沼東部ポンプ所	分流、中継	鵠沼藤が谷二丁目 11 番 地先	1989. 4
M2	石上ポンプ所	分流、中継	鵠沼石上三丁目 4 番 9 号 地先	2005. 5
M3	片瀬ポンプ所	分流、中継	片瀬一丁目 2 番 24 号 地先	1988. 5
M4	石川ポンプ所	分流、中継	石川 328 番地 地先	1990. 5
M5	弁天橋ポンプ所	分流、中継	片瀬海岸一丁目 14 番 地先	1992. 3
M6	桜が岡ポンプ所	分流、中継	鵠沼桜が岡三丁目 12 番 2 号 地先	1993. 4
M7	新町ポンプ所	分流、中継	辻堂新町一丁目 6 番 18 号 地先	1991. 4
M8	本町第二ポンプ所	分流、中継	本町一丁目 8 番 13 号 地先	1996. 4
M9	本町第三ポンプ所	分流、中継	本町一丁目 8 番 15 号 地先	1998. 4
M10	矢尻ポンプ所	分流、中継	遠藤 827 番地 地先	1989. 5
M11	辻堂南部ポンプ所	分流、中継	辻堂西海岸三丁目 1 番 地先	1989. 5
M12	片瀬漁港ポンプ所	分流、中継	片瀬海岸二丁目 地内	2005. 5
M13	遠藤北原ポンプ所	分流、中継	遠藤 3014 番地 地先	2009
M14	秋葉台ポンプ所	分流、中継	遠藤 3232 番 14 号 地先	2014. 3
M15	江の島北ポンプ所	分流、中継	江の島二丁目 2 番 7 号	1972. 3
M16	新町第 2 ポンプ所	分流、中継	辻堂新町三丁目 5 番 地先	2016. 2
R1	藤沢東部雨水排水ポンプ所	分流、雨水	朝日町 17 番 地先	1992. 4
R2	藤沢西部雨水排水ポンプ所	分流、雨水	鵠沼神明四丁目 4 番 10 号 地先	1992. 4
R3	片瀬雨水排水ポンプ所	分流、雨水	片瀬海岸一丁目 9 番 8 号 地先	1992. 4
R4	片瀬第 2 雨水排水ポンプ所	分流、雨水	片瀬海岸一丁目 9 番 8 号 地先	—
R5	浜見山雨水排水ポンプ所	分流、雨水	鵠沼海岸四丁目 20 番 22 号 地先	1993. 4
R6	鵠沼西部雨水排水ポンプ所	分流、雨水	本鵠沼五丁目 8 番 3 号 地先	1993. 4
R7	鵠沼南雨水排水ポンプ所	分流、雨水	鵠沼海岸五丁目 9 番 17 号 地先	1996. 4
R8	神明雨水排水ポンプ所	分流、雨水	鵠沼神明二丁目 5 番 2 号 地先	1994. 6
R9	上村雨水排水ポンプ所	分流、雨水	鵠沼神明三丁目 7 番 6 号 地先	1996. 4
R10	八部雨水排水ポンプ所	分流、雨水	鵠沼海岸六丁目 11 番 地先	1998. 4
R11	西方雨水排水ポンプ所	分流、雨水	片瀬四丁目 4 番 地先	1998. 4
R12	本町雨水排水ポンプ所	分流、雨水	本町二丁目 5 番 12 号 地先	—
R13	湘南 C-X 雨水排水ポンプ所	分流、雨水	辻堂神台一丁目 3 番 地先	—
R14	SST 中央公園雨水排水ポンプ所	分流、雨水	辻堂元町六丁目 11 番 3 号地先	2014. 3
R15	SST 西公園雨水排水ポンプ所	分流、雨水	辻堂元町五丁目 14 番 11 号地先	2014. 8
R16	鵠沼西部第 2 雨水排水ポンプ所	分流、中継	鵠沼海岸五丁目 5 番 地先	2014. 9

東部処理区・相模川流域処理区マンホールポンプ所一覧

No.	名 称	内 容	所 在 地	供用 開始
M1	柄沢ポンプ所	分流、中継	柄沢 297-8 地先	1995. 5
M2	八洲台ポンプ所	分流、中継	白旗 3-10-25 地先	1984. 4
M3	石川上流ポンプ所	分流、中継	石川 4894 地先	1994. 4
M4	石川中流ポンプ所	分流、中継	石川 4660 地先	1994. 4
M5	石川下流ポンプ所	分流、中継	石川 4794 地先	1994. 4
M6	下土棚上流ポンプ所	分流、中継	下土棚 1825 地内	1988. 4
M7	高倉ポンプ所	分流、中継	高倉 840 地先	1999. 1
M8	長後ポンプ所	分流、中継	長後 1423 地先	1998. 4
M9	長後北ポンプ所	分流、中継	長後 1352 地先	2001. 10
M10	長後天神添ポンプ所	分流、中継	長後 1305-27 地内	2002. 4
M11	長後橋ポンプ所	分流、中継	長後 275 地先	2002. 5
M12	長後上谷台ポンプ所	分流、中継	長後 1913 番 地先	2011. 4
M13	白旗汚水調整ポンプ所	分流、 汚水貯留管	白旗 1-11 地先	2006. 3
M14	円行滝ノ沢ポンプ所	分流、中継	円行 774 番 地先	2007. 4
M15	稲荷一丁目ポンプ所	分流、中継	稲荷 1-9-20 地先	2007. 4
M16	今田殿窪ポンプ所	分流、中継	今田 827-1 外	2008. 1
R1	西富上流雨水排水ポンプ所	分流、雨水	西富 2-14-2 地先	1985. 4
R2	西富下流雨水排水ポンプ所	分流、雨水	西富 2-1-9 地先	1985. 5
R3	花の木雨水排水ポンプ所	分流、雨水	花の木 1-9-8 地先	1994. 11
R4	花の木第二雨水排水ポンプ所	分流、雨水	花の木 10-5 地先	1999. 12
R5	白旗廻雨水排水ポンプ所	分流、雨水 調整池	白旗 1-5	1999. 12
R6	石名坂第三公園雨水調整ポンプ所	分流、雨水 調整池	稲荷 1-9	2006. 4
R7	湘南台雨水排水ポンプ所	分流、雨水	湘南台 3-5 地先	2009. 12

別表5 マンホールポンプ所点検周期基準表

設備名	機 械 名	分 類	点検作業内容	点検周期							備考	
				日常	定期点検							
					週間	一ヶ月	二ヶ月	三ヶ月	四ヶ月	六ヶ月		一年
汚水マンホールポンプ施設	着脱式水中汚水ポンプ		1. 異音、振動、圧力、電流値の確認		○							
			2. 着脱装置の機能確認							○	ポンプ引上げ作業を基本とする	
			3. 腐食の確認							○	ポンプ引上げ作業を基本とする	
			4. 軸封部の確認							○	ポンプ引上げ作業を基本とする	
			5. グランドバッキンの確認							○	ポンプ引上げ作業を基本とする	
			6. カッターの確認(有る場合)							○	ポンプ引上げ作業を基本とする	
			7. 全体点検・清掃							○	ポンプ引上げ作業を基本とする	
	引込計器盤 現場操作盤		1. 外観(汚損、損傷、落書き)、過熱の確認		○							
			2. 引込柱、配管配線等の確認		○							
			3. 計器指示値、表示灯の確認		○							
			4. 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ等の確認		○							
			5. 自動警報装置、漏電遮断器等の作動確認		○							
			6. 絶縁及び接地抵抗測定						○			
			7. 簡易清掃および周辺の除草		○						必要に応じて実施	
	配管類他		1. 漏水・継手部の確認		○							
			2. バルブ類の作動確認		○							
			3. 支持金物の確認		○							
			4. マンホール内の堆積物、異物除去		○							
	自動通報装置等	子局	1. 異音、振動、過熱の確認		○							
			2. 機器取り付け状況の確認		○							
	水位計	気泡式 投込式圧力式 フリクト式	1. 感知部の外観確認、清掃		○							
			2. レベルスイッチによるポンプの作動確認							○		
			3. 指示計の調整							○		
雨水マンホールポンプ施設	着脱式水中ポンプ		1. 異音、振動、圧力、電流値の確認		○						運転可能な場合のみ実施	
			2. 着脱装置の確認							○	外観確認	
			3. ポンプの確認							○	外観確認	
			4. 全体点検・清掃							○		
	引込計器盤 現場操作盤		1. 外観(汚損、損傷、落書き)、過熱の確認		○							
			2. 引込柱、引込電線等の確認		○							
			3. 計器指示値、表示灯の確認		○							
			4. 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ等の確認		○							
			5. 自動警報装置、漏電遮断器等の作動確認		○							
			6. 絶縁及び接地抵抗測定							○		
			7. 簡易清掃および周辺の除草		○						必要に応じて実施	
	配管類他		1. 漏水・継手部の確認		○							
			2. バルブ類の作動確認		○							
			3. 支持金物の確認		○							
			4. マンホール内の堆積物、異物除去		○							
	自動通報装置	子局	1. 異音、振動、過熱の確認		○							
			2. 機器取り付け状況の確認		○							
	水位計	気泡式 投込式圧力式	1. 感知部の外観確認、清掃		○							
			2. レベルスイッチによるポンプの作動確認							○		
			3. 指示計の調整							○		

※1 汚水マンホールポンプ施設の着脱式汚水水中ポンプの年次点検は、マンホール外に引き上げて行うことを基本とするが、
立地条件などによって困難な場合は、委託者と協議の上、計画書にてその点検方法を明確にすること。

※2 マンホールポンプ設備毎に機器仕様や設置されている機器、計器類が異なるため、受託者は施設の内容、立地などを
把握し、施設毎に最適な点検方法を委託者と協議し、計画書を作成すること。